

第二次沼田市環境基本計画

(平成27年度～平成36年度)



沼田市

はじめに

沼田市は、赤城山や武尊山など日本百名山に挙げられる山々に囲まれ、豊かな森林や清流が守られている自然環境とともに、市街地は、利根川とその支流である片品川・薄根川により形成された日本有数の河岸段丘が広がる景観を有し、自然環境と伝統文化に恵まれた美しいまちです。しかし、自然豊かな本市においても、私たちのくらしや産業活動を便利で豊かにしてきた資源やエネルギーの大量消費・大量廃棄型社会の広がりによる環境負荷の増大や蓄積など、地球温暖化などの地球規模的な環境問題をはじめ、身近な環境にもさまざまな変化や影響をもたらしてきています。



本市では、平成15年に「沼田市環境基本条例」を制定し、その基本理念の実現に向け、平成16年3月に、目標年次を平成26年とする「沼田市環境基本計画」を策定し、平成22年の計画改訂、本市の地球温暖化対策実行計画であるエコの実プランの策定を踏まえ、これまで計画に基づき各分野において様々な施策を実施し、環境保全に取り組んでまいりました。計画期間であったこの10年間には、地球温暖化による気候変動などの世界的な問題のほか、平成23年3月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、今後のエネルギーのあり方に議論が高まり、市民意識も大きく変化し、節電などの省エネルギーに取り組むとともに再生エネルギーの活用など環境に対する考え方が大きく変わりました。

このような状況の下、私たちが生きていく上で欠くことのできない自然からの恩恵を受け継ぎ、次の世代に引き継げるよう、現計画の理念を継承し、「さわやかな空気、澄んだ水、緑豊かな、自然にやさしいまち」を望ましい環境像に掲げ、自然と共生し、持続可能な社会を構築すべく、平成36年を目標年次とした新たな第二次沼田市環境基本計画を策定しました。今後は、市民・事業所・市の協働により、豊かな水と緑に囲まれた自然豊かなこの沼田市がより良い生活環境を保ちながら人と自然が共生する社会を目指してまいりますので、本計画の実現に更なる皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました沼田市環境審議会委員の皆さまをはじめ、アンケートや市民懇談会、意見公募で貴重なご意見・ご提言をいただきました市民、事業所の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成27年3月

沼田市長 横山 公一

第二次沼田市環境基本計画

目 次

はじめに

1 沼田市の概況	1
(1) 沼田市のあらまし	1
(2) 人口・世帯数の推移	3
(3) 土地利用状況	4
(4) 産業の状況	5
2 沼田市の環境の課題	8
(1) 環境に係る社会的な変化や動向	8
(2) 沼田市の環境保全への取り組み	9
(3) 私たちの周りの身近な環境問題	10
(4) 沼田市の環境の課題	15
3 環境基本計画の基本的な考え方	21
(1) 計画策定の背景	21
(2) 計画の役割と位置づけ	22
(3) 計画の基本的事項	23
(4) 計画の推進体制と進行管理	24
4 環境保全のための目標	26
(1) 望ましい環境像	26
(2) 基本方針の設定（6つの柱）	27
(3) 施策の体系	28
5 環境保全のための取り組みの展開	30
1 自然環境の保全と再生	30
2 自然との共生	33

3	生活環境の保全.....	36
4	循環型社会の構築.....	39
5	地球温暖化の防止.....	41
6	協働による環境像の実現.....	44

参考資料

1	沼田市の環境概況.....	48
	(1) 自然環境.....	48
	(2) 生活環境.....	55
	(3) 廃棄物処理への対応.....	63
	(4) 地球温暖化問題への対応.....	65
	(5) 環境保全活動.....	71
2	沼田市環境基本条例.....	72
3	沼田市環境審議会運営規則.....	75
4	沼田市環境審議会委員名簿.....	76
5	諮問・答申.....	77
6	用語の解説.....	79

【計画での表記について】

①用語の解説

本計画の本文中に使用されている意味が分かりにくい用語及びカタカナ・アルファベットの用語については、*印を上につけ、巻末の参考資料「用語の解説」で説明していますので、参照してください。なお、同一ページ内に複数回使われている場合は、最初の用語に付けています。

②年号の表記

本計画の本文中の年号等の表記は、原則、和暦（西暦）で示しています。また、同一ページ内に同じ年（年度）がある場合は、本文中の最初に使われている箇所だけ（西暦）を付け、その他は省略しています。なお、地球温暖化対策など国の方針を引用している個所は、そのまま西暦で表示しています。

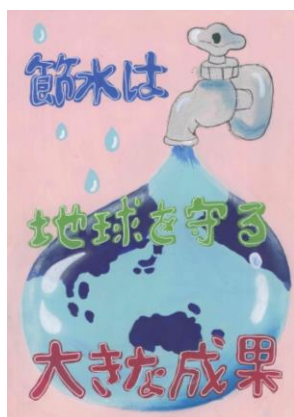
平成26年度地球温暖化防止ポスターコンクール入賞作品

小学校低学年の部



沼田市長賞

池田小学校3年 さいとう 可蓮さん
齋藤 可蓮さん



沼田市議会議長賞

升形小学校3年 みやざわ てんし
宮澤 典士さん



沼田市教育長賞

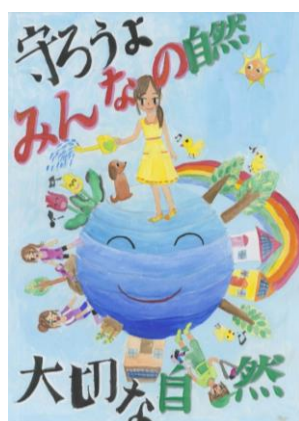
池田小学校3年 こばやし みゆ
小林 美優さん

小学校高学年の部



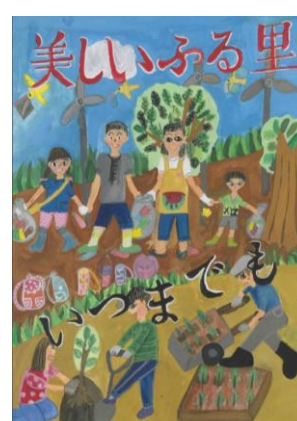
沼田市長賞

池田小学校6年 さいとう ありさ
齋藤 愛紗さん



沼田市議会議長賞

薄根小学校6年 いしかわ ことみ
石川 琴巳さん



沼田市教育長賞

沼田東小学校4年 ひろた ひなのさん
廣田 ひなのさん



(1) 沼田市のあらまし

沼田市は、東京から約125kmの群馬県北部に位置し、赤城山や武尊山など日本百名山に挙げられる山々に四方を囲まれています。東西に長く、標高は250mから2,000m級の山岳まで較差があり、山岳・森林・高原・段丘・湖沼・河川・溪谷など、変化に富んだ自然環境を有しています。

市街地は、市域を南北に貫流する利根川とその支流の片品川・薄根川により形成された日本有数の河岸段丘上に広がっています。

本市の総面積は443.46km²と広大で、群馬県の約7%を占め、全体の約80%が森林となっています。気候は比較的降水量の少ない夏冬・昼夜の寒暖の差の大きい内陸型気候と日本海型気候の境界域となっています。

このような地勢は、地域における産業や生活面などに様々な特色を生み出していますが、「玉原高原」や国指定文化財「吹割の滝」など、スケールの大きい自然環境は、豊富な温泉群やリゾート施設等と相まって、我が国でも有数の観光地としての資質を有しています。

古くは、天文元年（1532年）に沼田氏が居城して以来、明治に至る300有余年の間、真田・本多・黒田・土岐氏の城下町として栄えました。明治以後、北毛の交通の要衝として、また、利根沼田圏域の商業の中心として開け、大正13年（1924年）の上越線の開通とともに、農林産物の集散地として一層の発展を見ました。戦後は、森林資源を背景に木材関係の工場が多くなり、次第に産業の基盤を整えてきました。昭和29年（1954年）4月、沼田町を中心に利南村、池田村、薄根村、川田村の1町4カ村が合併して市制が施行され、平成16年（2004年）に市制施行50周年を迎え、平成17年（2005年）2月13日には利根郡白沢村、同郡利根村と合併し、現在に至っています。



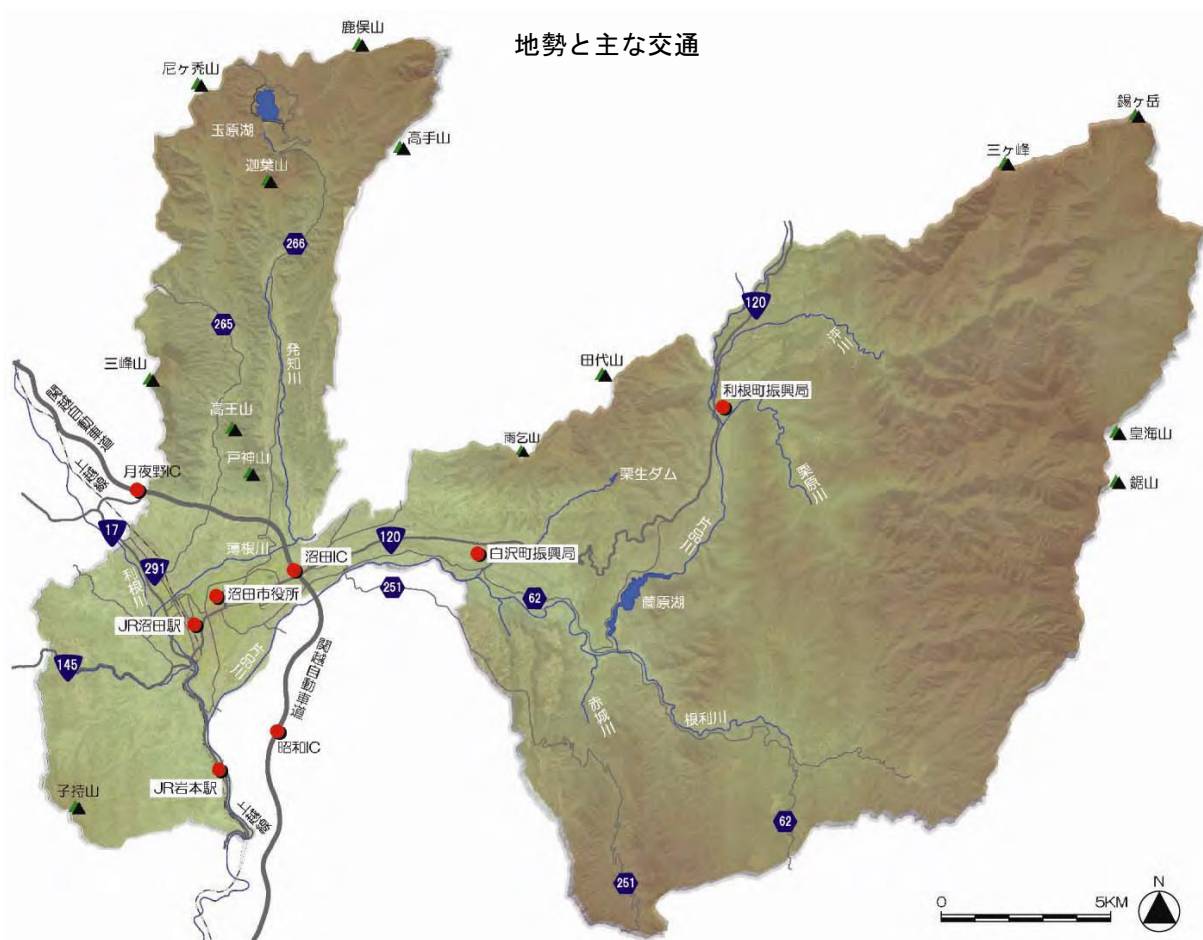
望郷ラインから望む風景

(交通)

沼田市は、上越線と国道17号によって東京と結びついているほか、JR上毛高原駅に近接し、市内には関越自動車道・沼田インターチェンジ（以下IC）を擁しているなど、交通の要衝となっています。

新幹線では東京から本市に隣接するみなかみ町のJR上毛高原駅まで約80分、在来線ではJR上野駅から特急を乗り継いでJR沼田駅まで約140分、関越自動車道では練馬ICから沼田ICまで約90分と、首都圏はもとより全国からのアクセスが可能になっています。

沼田ICにつながる国道120号は「日本ロマンチック街道」として位置づけられ、沿線は雄大な自然が展開し、周辺各地の観光地をつないでいます。市内には、一般国道4路線、主要地方道2路線、一般県道12路線があり、JR沼田駅などの拠点を中心としたバス交通によって地域交通網が形成されています。



出典等：沼田市都市計画マスタープランより

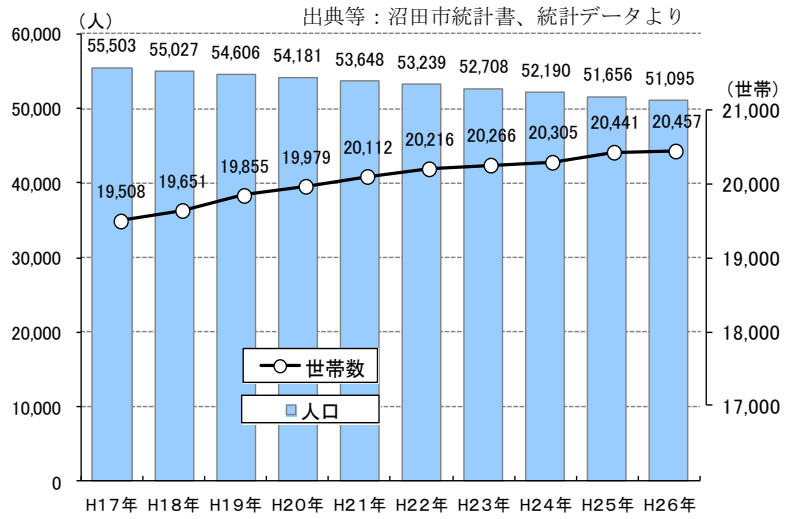
(2) 人口・世帯数の推移

平成26年(2014年)9月30日現在における本市の人口は51,095人で、合併時の平成17年(2005年)9月30日時点の55,503人から9年間で約8%減少しています。

同年の世帯数は20,457世帯で、平成17年時点の19,508世帯から約5%増加しています。

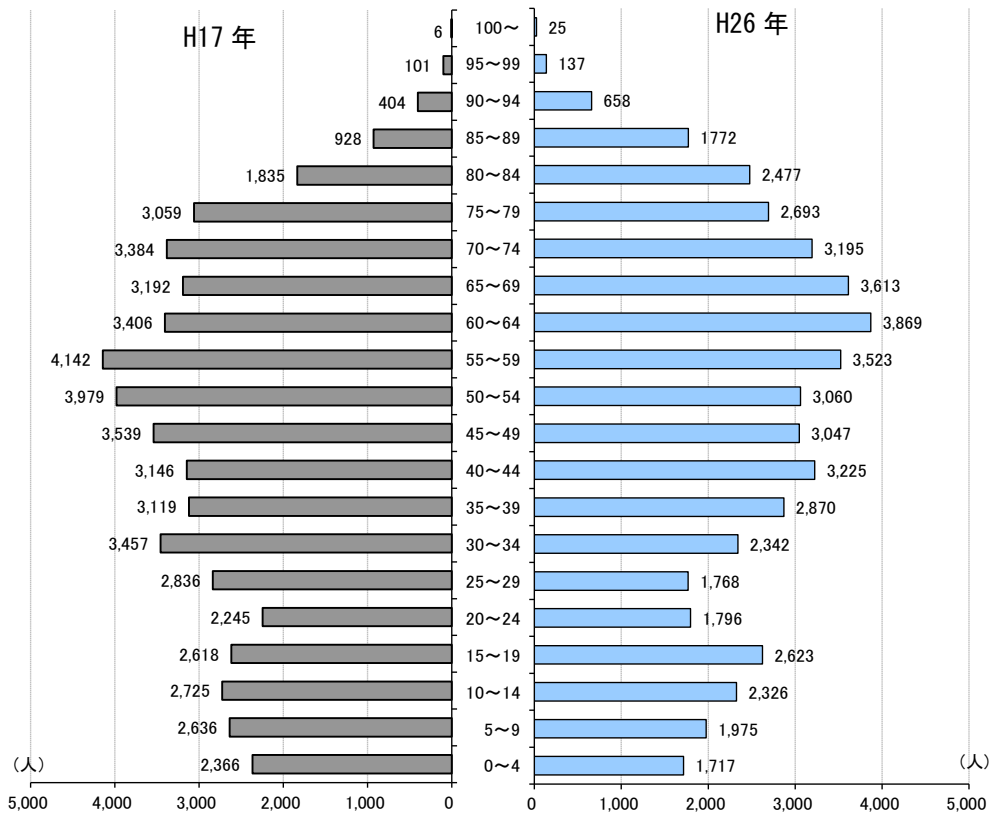
年齢3区分別人口の構成比は、平成26年における年少人口(0~14歳)は約12%、生産人口(15~64歳)は約57%、老年人口(65歳以上)は約30%となっており、平成17年時点から年少人口数は約22%、生産人口数は約13%減少し、老年人口数が約13%増加するなど、人口減少及び少子・高齢化が進行しています。

人口・世帯数の推移



年齢別人口の推移

(各年10月1日現在、年齢不詳分除く)



出典等：国勢調査、群馬県平成26年年齢別人口統計調査結果より

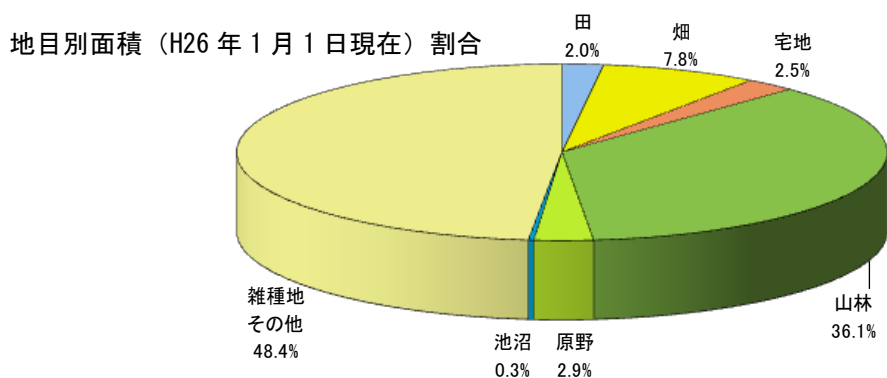
(3) 土地利用状況

本市の面積約44,346haの内訳は、平成26年(2014年)1月時点で田畑等の農地9.8%、宅地2.5%、山林・原野等87.6%となっています。平成20年(2008年)と比べ、田畑等農地が約3%減少し、宅地が約5%増えています。

平成22年(2010年)2月の農林業センサスでは、林野面積は34,031haで市域の約77%を占め、うち国有林が24,575ha(林野面積比72.2%)で市域の約55%を占めています。

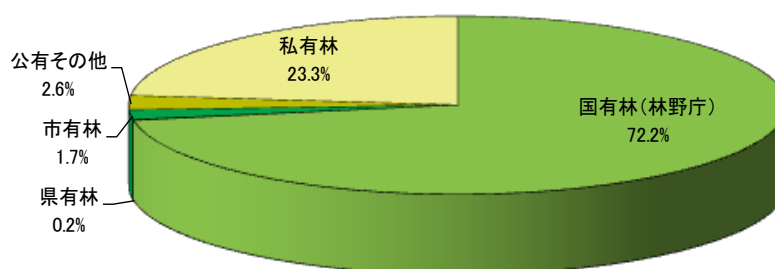
また、都市計画区域は平成24年(2012年)2月現在2,252ha、市域の5.1%で、そのうち用途地域が指定されている地域は814haで、都市計画区域の36.1%となっています。

なお、都市計画区域内の人口は全市民の約70%弱を占めています。



出典等: 沼田市統計書より

所有別林野面積 (H22年2月1日現在)



注) 森林面積は、森林計画による森林面積

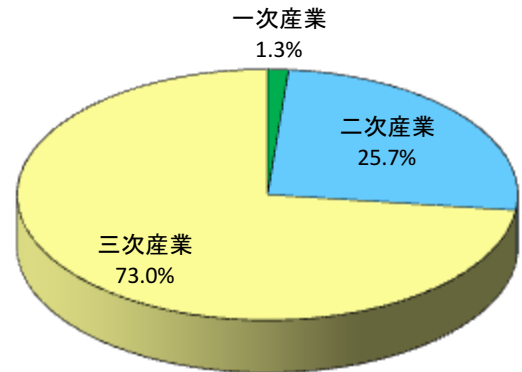
出典等: 関東農政局前橋地域センター、2010年世界農林業センサス(農山村地域調査)結果より

(4) 産業の状況

沼田市の産業別の事業所数及び就業者数は、平成24年(2012年)2月1日現在で、事業所割合が第1次産業約1%、第2次産業約22%、第3次産業約77%の構成となっています。また、就業者数も同様の傾向で、第1次産業1.3%、第2次産業25.7%、第三次産業73.0%の構成からなっています。

合併により農林水産業など第1次産業の就業者の割合が増加し、工業などの第2次産業の就業者の割合が減少しています。

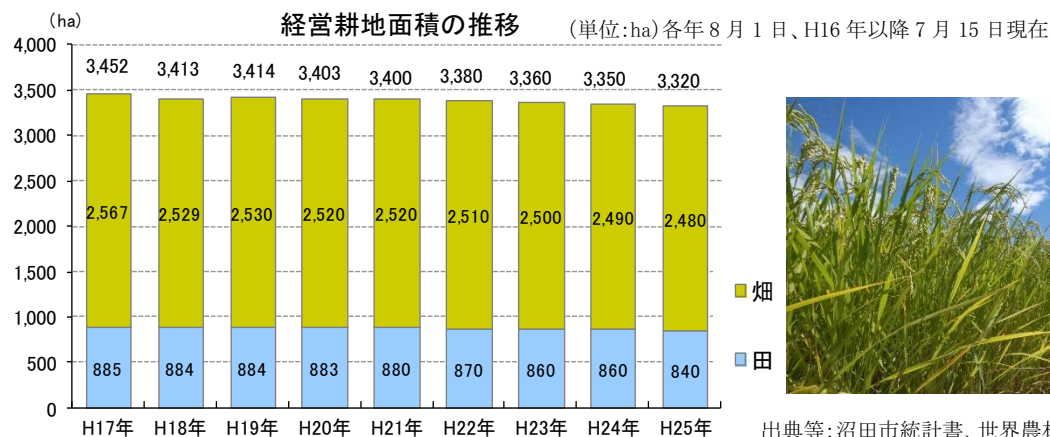
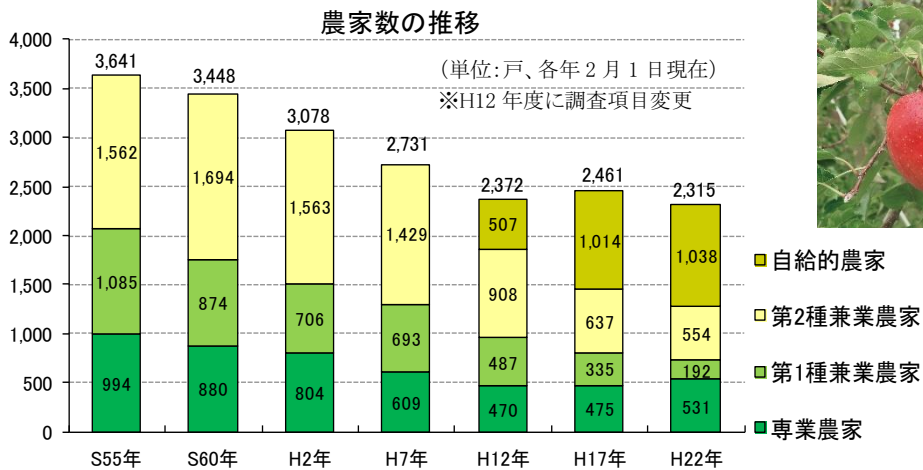
産業別就業者割合 (H24年2月1日現在)



出典等: 沼田市統計書、経済センサス-活動調査より

① 農業

農家数は専業農家*・兼業農家数*とも減少傾向となっています。平成22年(2010年)の農家数は20年前の平成2年(1990年)と比べ約25%、平成17年(2005年)比では約6%の減少となっています。また、経営耕地面積も減少しており、平成25年(2013年)では平成17年(2005年)比で約4%減少、水田が45ha、畑が87haの減少となっています。



出典等: 沼田市統計書、世界農林業センサスより

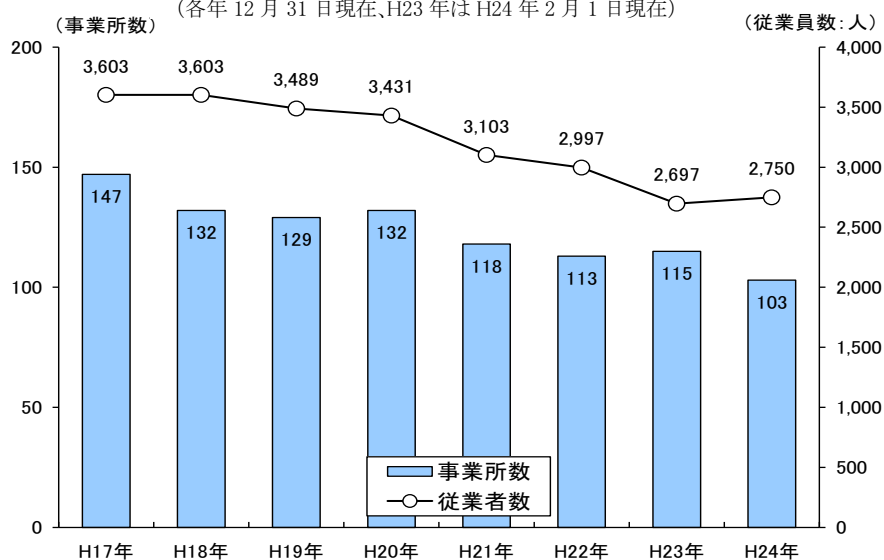
② 工業

工業系事業所数（従業員4人以上）は減少傾向となっており、平成17年（2005年）に比べ平成24年（2012年）では44事業所（約30%）が減少しました。従業員数も平成19年から減少傾向となっており、平成17年（2005年）に比べ平成24年（2012年）では約24%減少しました。

製造品出荷額も平成18・19年に1,000億円を超えましたが、その後減少し、平成24年（2012年）は約772億円と平成19年（2007年）比で約29%の減少となっています。

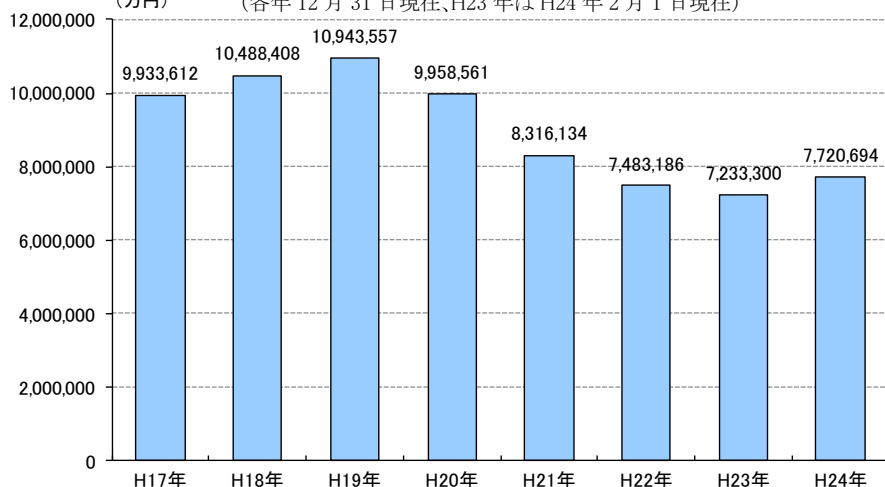
工業系事業所数・従業員数の推移（従業員4人以上事業所）

（各年12月31日現在、H23年はH24年2月1日現在）



製造品出荷額等の推移（従業員4人以上事業所）

（万円）（各年12月31日現在、H23年はH24年2月1日現在）



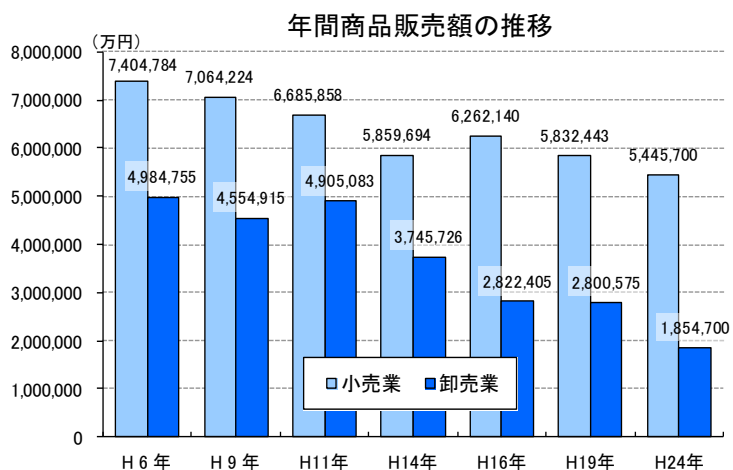
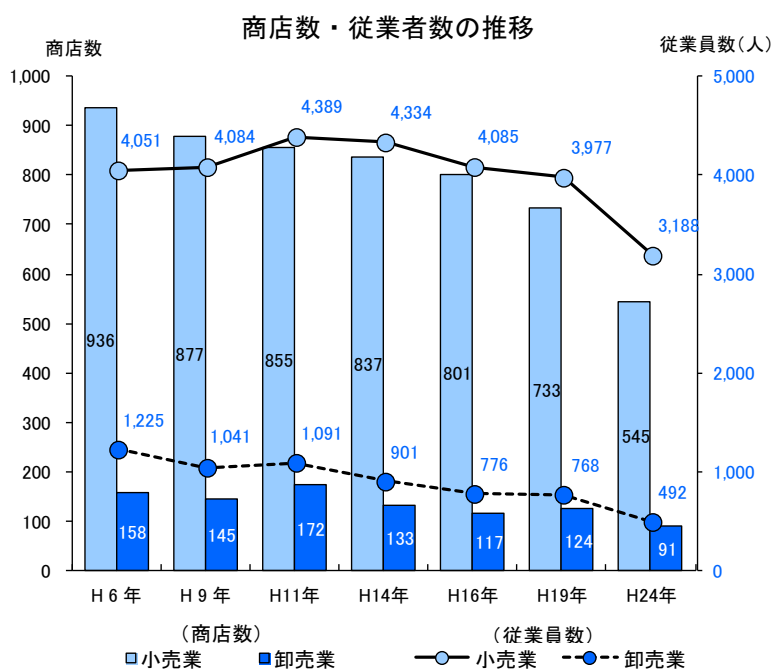
出典等：沼田市統計書、工業統計調査、経済センサス-活動調査より

③ 商業

国で3年毎に実施されてきた商業統計調査は、経済センサスの創設により平成21年調査は中止になり、平成24年経済センサス活動調査として公表されました。

平成11年(1999年)以降平成24年(2012年)までの小売業・卸売業ともに、商店数及び従業員数は減少しています。

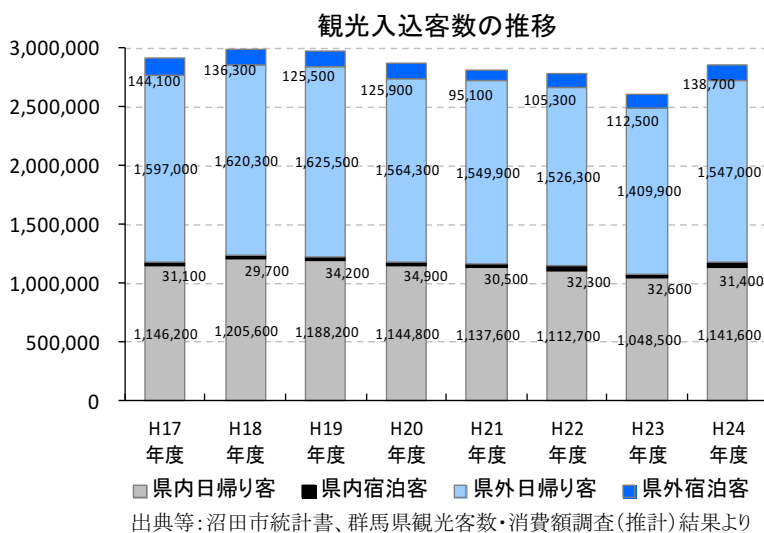
また、年間商品販売額も小売業・卸売業ともに減少傾向にあり、特に卸売業の年間販売額の減少率が大きくなっています。



出典等：沼田市統計書、商業統計調査、経済センサス・活動調査より
(H11年は7月1日、H9年・14年・16年・19年は6月1日、H24年は2月1日現在)

④ 観光

観光入込客は、平成19年度(2007年度)以降全体として減少傾向となっていました。特に平成23年度(2011年度)は東日本大震災の影響も考えられ大きく減少しましたが、平成24年度は県内からの宿泊客を除き、県外や県内からの日帰り客、県外からの宿泊客ともに増加しています。





2 沼田市の環境の課題

(1) 環境に係る社会的な変化や動向

地球温暖化などに代表される今日の環境問題は、私たちの日常生活や企業活動に伴う環境負荷の蓄積、経済活動が複雑に関連し、対策も容易ではなく、また、その影響も地域にととまらず地球規模へと広がってきています。

そのため、国では、総合的計画的な環境政策への転換を図っていくため、平成5年（1993年）に環境基本法を制定、翌年に第1次「環境基本計画」を策定しました。また、その具体的な展開に向け、平成10年（1998年）に地球温暖化対策推進法が、平成12年（2000年）に循環型社会形成基本法*、平成20年（2008年）に生物多様性基本法が制定されるなど、法整備や行動計画づくりが進められてきました。平成22年（2010年）には名古屋市で生物多様性条約第10回締結国会議が開催され、生物多様性*保全の目標を定めた「愛知ターゲット*」などが採択されました。

国内では、全国的に資源の分別やリサイクルなどが定着化するなど、循環型社会*に向けたさまざまな取り組みが大きく進んできました。また、身近な自然環境の場でもある里地里山の再生と生物多様性保全への取り組み、自然公園の再編整備など、自然との共生に向けた取り組みが進められています。

地球温暖化対策については、京都議定書*目標達成計画に基づいて、二酸化炭素に代表される温室効果ガス*排出量の削減に向けた全国的な取り組みが進められてきました。平成24年（2012年）には気候変動枠組条約*における京都議定書の第一約束期間が終了し、期間中（2008～2012年）の5カ年平均の温室効果ガス総排出量は12億7,800万トンと1990年（基準年）比で1.4%の増加となりましたが、海外で実施した温室効果ガスの排出削減量などを自国の排出削減約束の達成に換算することができることとした京都メカニズムクレジット*を加味して、5カ年平均で1990年比8.4%減となり目標達成が見込まれています。

しかし、平成25年（2013年）のIPCC*（気候変動に関する政府間パネル）報告では、1986～2005年を基準とした2081～2100年における世界平均地上気温は、最大で2.6～4.8℃の範囲に上昇する可能性が高く、大きな要因として人類の活動に伴う温室効果ガス増大によると位置づけられ、今後も地球規模での排出削減が重要な課題となっています。

国内では、平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質による環境汚染への対応をはじめ、原子力発電の停止等による電力不足、化石燃料による火力発電への依存増大など、さまざまな問題が生じてきています。今後も、節電など省エネ対策への取り組みをはじめ、原子力発電への依存を減らし、大規模災害時での電気の確保と温室効果ガス排出削減に向けて、自立分散型のエネルギーとして、太陽光発電などの再生可能エネルギー*利用への期待と取り組みが進められてきています。

(2) 沼田市の環境保全への取り組み

豊かな森林や清流に育まれた本市においても、気候変動に伴う異常気象の発生や農産物への影響、生物生息環境の変化などが懸念されてきています。また、私たちのくらしや産業活動を便利で豊かにしてきた資源やエネルギーの大量消費・大量廃棄型社会の広がりにより、環境負荷が増大や蓄積するなど、身近な生活環境から自然環境にさまざまな変化をもたらしてきているほか、地球規模の環境問題とも深く関わっています。

このような問題に対処していくためには、特定の環境問題ごとに個別に対処するだけでなく、環境そのものを総合的に捉え、計画的な施策を講じることが必要となっています。そのため、市では、平成15年(2003年)3月に「沼田市環境基本条例」を制定し、総合的・長期的な視点にたった環境の保全及び創造に関する取り組みを総合的・計画的に進めていくために、平成16年(2004年)に「沼田市環境基本計画」を策定しました。

その後、平成17年(2005年)2月に白沢村及び利根村との合併により新沼田市が誕生したことや、平成19年(2007年)3月に市の基本構想である第五次総合計画を策定したこと、また、地球温暖化問題を始め環境問題が急激に変化・複雑化していることなどから、計画の中間目標年次において計画を改訂し、平成22年(2010年)3月に「改訂沼田市環境基本計画(以下「現計画」とする)」を策定するとともに、地球温暖化対策に地域から積極的に取り組んでいくために、「沼田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)ーエコの実プランー(以下「エコの実プラン」とする)」をあわせて策定しました。

また、平成25年(2013年)10月1日に「沼田市くらしの環境美化条例」が施行され、市・市民・事業者が一体となって連携・協力してくらしの環境美化を推進し、良好な生活環境の保全に取り組むことになりました。

この現計画に基づき、市では、計画に掲げられた環境の保全等に向けた6つの柱ごとの重点施策に沿って、関係課や県及び関係機関と連携し、また、市民等との協働により、関連する取り組みや施策を展開してきています。平成25年度(2013年度)までの進捗状況について整理を行うと14ページ【参考】のようになっています。



上：沼田市くらしの環境美化条例啓発活動の様子
右：沼田市くらしの環境美化条例啓発のぼり



【図中のボックスの基本的な内容】

市域の環境特性（環境資源など）

環境に関連する国内や市域の状況・問題など

（3）私たちの周りの身近な環境問題

私たちの生活や産業の活動は、さまざまな環境や環境課題と複雑に絡み合っています。私たちの周りの身近な環境や環境の問題について考え、環境を保全していくための取り組みを進めていきましょう。





オオハンゴンソウ

外来種など生態系の変化
有害鳥獣被害の増大



猪による畑の被害

原子力発電所事故に伴う
指定廃棄物の適正な処理

■ 市民等の健康の確保
安心・安全の確保

■ 上流域の都市としての
水環境の維持・保全

公共交通体系の変化
公共交通の利便性確保

郊外店の増加
中心市街地の空洞化

■ 廃棄物の不法投棄
不法投棄は後を絶ちません。
山間部の人目につかない場所へ
家電製品などが大量に捨てられる
ケースがあります。

また、国道沿いでは、缶やペ
ットボトル、コンビニの袋に入
ったごみが多く、車両からのポ
イ捨てが見られます。

■ オオハンゴンソウなどの
特定外来生物*問題
特定外来生物に指定されている
オオハンゴンソウが市内でも見ら
れます。観賞用として海外から入
ってきた植物が野生化したもので
すが、繁殖力が強く在来種に深刻
な影響を与えます。

■ 源流地域として水源かん
養機能の保全と向上

生物生息生育環境の悪化
生物多様性の減少

地球温暖化による生物生
息生育環境や農業生産へ
の影響

地球温暖化等気候変動に
伴う災害リスクへの適応

■ 自然災害の減災、
■ 有害物質からの健康の確保

■ 大気、水、土壌の環境保全
有害物質への対応

■ 河川等の水質汚濁の防止

■ 環境美化活動
■ 一斉清掃活動

空き家・空き店舗の増加
まちなみ景観の悪化

空き地の管理不足
(不法投棄、雑草繁茂他)

空き家の管理不足
(崩壊・防犯等安全の確保)

環境意識や環境マナー低下

■ 森林の国土・環境保全機能
の向上

- 水源かん養機能*の低下
- 土砂流出防止機能の低下
- CO₂(二酸化炭素)吸収機能や
大気浄化機能の低下
- 生物生息環境保全機能低下
- 景観保全、保健休養機能の
- 木材供給機能の低下 など

■ 生物や自然がもたらす
豊かな恵みの活用と継承

■ 生物多様性*の確保
■ 生物生息生育環境の保全再生

■ 里地里山の環境改善

■ 農業・農村の多面的機能の
向上、地産池消

- 国土保全機能の低下
(洪水防止・土砂崩壊・土壌の流出防備
川の流量安定、地下水かん養等)
- 良好な景観形成、癒し・安らぎ、体
験・学習、文化伝承機能の低下
- 生物の生息環境提供の悪化など

■ 環境汚染の未然防止など
環境リスクの低減

■ 河川等の水質の向上
生活排水対策

■ きれいなまちづくり、ふれあ
い豊かな魅力づくりの推進

- 通過からふれあい魅力づくりへ
- 不法投棄物の早期回収、環境美
化活動の展開
- ポイ捨て、不法投棄しにくい環
境の整備

■ 空き地などの環境保全

■ 空き家・空き店舗対策

■ ごみの不法投棄防止
(監視・通報・処理体制)

- 普及啓発・情報の発信・共有
- 環境教育・環境学習
- 環境保全行動・環境保全活動

自然環境の保全と再生

自然との共生

生活環境の保全

協働による環境像の実現

私たちの周りの身近な環境問題

私たちの生活や産業の活動は、さまざまな環境や環境課題と複雑に絡み合っています。私たちの周りの身近な環境や環境の問題について考え、環境を保全していくための取り組みを進めていきましょう。



廃棄物の自区内処理
(原則)

最終処分場の短命化
処分場立地の困難

■ 廃棄物の適正処理
■ 資源の循環利用のしくみ

廃棄物処理に伴う環境負荷や経費の増大

■ 各種リサイクルの推進

ごみの分別やリサイクル(再資源化)の進展により、ごみの減量化は進んできていますが、ごみ処理に係る環境負荷及び経費の削減、資源の有効利用など持続可能な社会の形成に向け廃棄物の減量・資源化のしくみづくりが必要になっています。

■ ごみの減量・資源化

- 分別の徹底と資源化
- 生ごみの減量化
 - 食育の推進、エコクッキング
 - 生ごみの堆肥化、水切りの徹底
- 廃食用油の有効活用
- 不要物の再利用など

- 容器包装のリサイクル
- 家電・小型家電リサイクル
- パソコンリサイクル
- その他リサイクル

■ 3R推進のしくみづくり

- リサイクルに比べ取り組みの遅れているリデュース、リユースのしくみづくり、ごみの減量化 他

■ ごみの減量・資源化の一層の推進

■ 3Rの推進

- 廃棄物の増大
- 廃棄物処理の増大
- 廃棄物の減量・資源化

■ バイオマス資源*の有効活用

■ 再生可能エネルギー*利用

ごみ処理経費の増大



太陽発電 (メガソーラー発電)

太陽光や水力など、自然界で循環・繰り返し利用が可能でCO₂排出量の少ないエネルギーとしての利用、自立分散型エネルギー源としての活用(災害時でのエネルギー確保)などが期待されています。

- 温室効果ガス*排出量の増大
- 温室効果ガス排出抑制

■ 再生可能エネルギーの有効活用

原子力発電所事故

化石燃料に頼らないエネルギーの一つとして進められてきた原子力発電の安全性や経済性が課題となっています。

原子力発電所の停止
化石燃料(火力発電等)への依存度増加
温室効果ガス排出量増大

■ 節電など省エネ行動や対策、省資源・ごみ減量化による環境負荷の低減

ゲリラ豪雨等異常気象被害

食料・農業への影響

■ 安心・安全の確保 (環境面からの安全確保)

■ 低炭素型まちづくり (環境にやさしい交通づくり)

■ ライフスタイル・ワークスタイルの見直し

地域から地球環境保全への貢献



集中豪雨による河川の増水

地球温暖化による気温の上昇により、作物の生育期間の変化、高温障害・品質低下、生育適地の変化をはじめ、家畜等の体重変化、乳生産量の低下などへの影響、二酸化炭素濃度の上昇による作物の光合成の活発化、収量増大などの影響が考えられています。

健康への影響

地上気温の上昇により、真夏日の増加など、暑熱による疾病や熱中症など健康被害の増加をはじめ、デング熱や感染症などを媒介する生物の生息空間の広がりなど疾病への影響が懸念されています。

- 環境情報の共有
- 環境教育・環境学習
- 環境保全活動や環境交流の推進 (環境保全のためのネットワーク)

循環型社会の構築

協働による環境像の実現

地球温暖化の防止

【参考】現計画における取り組み結果（評価）

6つの柱	重点施策	総合評価	主な取り組み施策
自然環境の保全と再生	森林環境の保全と整備 水環境の保全	○	森林整備事業
		○	林業の担い手育成
		○	森林ボランティアとの連携
		○	森林・木材に親しむ体験教室
		*	地場産木材活用*の普及啓発
		*	水源環境のための森林整備
		○	治山・治水事業
		*	河川環境の整備
自然との共生	自然との共生エリアの創出 事業活動における環境負荷の低減	○	生物多様性*の確保
		○	有害鳥獣対策
		○	玉原高原の保全
		○	自然を知り親しむ体験教室
		○	田園空間の保全と整備
		○	農地の適正管理、耕作放棄地*対策
		○	開発事業や事業活動における環境への配慮
		▽	情報提供施設の整備・充実
		*	来訪者、利用者のルールづくり
生活環境の保全	快適な生活環境の確保	○	生活雑排水処理
		○	公害防止対策
		○	不法投棄対策
		○	野焼き等の防止
		□	公共交通機関の充実
		○	地域美化
		○	都市緑化の推進
		○	緑化、花いっぱい運動の推進
*	景観の形成		
循環型社会*の構築	廃棄物の適正な処理と資源化の推進 バイオマス*の活用	○	ごみの分別の徹底
		○	廃棄物適正処理の推進
		○	資源リサイクルの推進
		*	マイ・バック運動の推進
		*	BDF*（バイオディーゼル燃料）の普及促進
		*	バイオマスタウン構想の調査研究
地球温暖化の防止	低炭素社会*の実現	○	地域での温室効果ガス*対策の推進
		○	自然エネルギー*の活用推進
		*	カーボンオフセット*事業の推進
		□	新エネルギー*の調査・研究
協働による環境像の実現	市民、事業所、市の協働による環境問題への取り組み 環境を保全する人づくり	○	環境活動団体との連携
		○	環境啓発イベント等の開催
		○	環境教育の推進
		○	環境ボランティアの創出
総合評価の記号	◎：予想を上回る効果 ○：ほぼ予定どおりの効果 ▽：予想を下回る効果 □：現時点では評価ができない *：総合評価なし		

(4) 沼田市の環境の課題

環境に関する社会的な変化や動向を踏まえ、本市における環境の状況、環境意識調査、今までの環境保全等への取り組み状況を踏まえ、本市の環境の課題と取り組みの方向について、現計画で掲げられた6つの環境保全等の柱ごとに示すと次のようなことがあげられます。

1 自然環境の保全と再生に向けて（森林環境の保全と整備、水環境の保全）

市民環境意識調査では、身近な環境として、空気や水のきれいさに対する満足度が高いほか、事業所の環境意識調査でも本市の優れている環境として山並みなどの眺望や水資源の豊かさがあげられています。また、本市の森林の重要な働きとして高校生環境意識調査では「豊かでおいしい水を供給する働き」が特に重要だと考えられています。

森林環境については、市域の約77%を占める森林等の保全・整備による水源涵養や二酸化炭素吸収、生物多様性*保全など、きれいな空気や水を育む森林の環境保全機能の増進、自然や農林業を活かした産業の育成への要望が特に高くなっています。

水環境では、下水道など生活排水対策が進み、河川での水質改善が見られるようになってきていますが、市域に源流地域を抱える都市として、一層きれいな川や清流の確保などが求められているといえます。

しかし、自由意見では、市が目指している「森林文化都市」への取り組みが目に見えないなどの意見も見られます。

【今後の環境づくりに向けた主な課題や方向など】

○：現計画から引き継がれる課題等 ●：今後の環境づくりに向けた課題や視点

○ 水源涵養や二酸化炭素吸収源としての森林の保全と整備

○ 良好な空気環境の保全、清流の保全

● 持続可能な社会の基盤となる自然環境の維持・形成

- ・ 水環境や水資源の保全と有効活用
- ・ バイオマス*資源としての森林の保全整備と有効活用 など

● 「森林文化都市」づくりに向けた環境文化の醸成と産業育成

- ・ 森林や水資源、自然景観などの環境資源の発信
- ・ 自然や農林資源など環境資源を活かした産業づくりや協働の取り組みの展開
- ・ 森林文化都市としての環境意識の共有化と取り組みや環境教育の推進など、環境文化の育成と発信

2 自然との共生に向けて

市域は多様な自然環境からなり、森林には多くの動植物が生息しており、イヌワシやツキノワグマなどは豊かな自然環境の指標種ともなっています。こうした豊かで多様な生き物がくらす生態系の継続的な保全が求められています。平成23年（2011年）に施行された「生物多様性地域連携促進法」では、地域の特性を踏まえた生物多様性*保全に向けた総合的・一体的な活動の実施、活動を通じて、人と人、人と自然のつながり、地域への誇りと愛着、地域の活力が生み出され、生物多様性の保全だけでなく、地域が抱える課題を乗り越えるきっかけづくりが期待されています。

農家の減少、農業従事者の高齢化などにより、耕作放棄地*が多く見られます。農地は、耕作放棄されると、農業生産力の低下、病虫害の発生、有害鳥獣の営巣、多面的機能の低下などを引き起こすおそれがあり、耕作放棄地の有効活用が求められています。また、野生鳥獣との遭遇による安全の確保、食害など農林産資源への影響などが課題になっています。

環境意識調査によると、自然災害の少なさへの満足度が高く、市の特徴にもなっています。また、食の安全と農業への環境問題として関心が高く、自然や農林業を活かした産業の育成への要望も高くなっています。東日本大震災をはじめ、地球温暖化など気候変動に伴う異常気象や自然災害などへの関心の高まりなど、今後、環境面からの減災、地産地消など、自然と共生した環境利用のあり方が求められています。

【今後の環境づくりに向けた主な課題や方向など】

○：現計画から引き継がれる課題等 ●：今後の環境づくりに向けた課題や視点

- 生物多様性*保全の確保
 - ・ 生物多様性の保全に向けた地域の総合的・一体的な取り組みの促進
- 特定外来生物*への対応
- 耕作放棄地*の活用、田園空間の整備
- 野生鳥獣被害対策の推進
- 自然と共生した土地利用（環境利用）と資源を活かした開発や土地利用の展開
 - ・ 「森林文化都市」の実現に留意した事業や環境づくりの推進
 - ・ 森林や水資源の保全・活用、再生可能エネルギー*利用の推進
 - ・ 自然とのふれあいの増進（自然を知り親しむ機会の充実など）
 - ・ 自然や農林資源を活かした産業づくり・地域づくりの展開
 - 環境保全型農業の推進、森林資源等の有効活用など地産地消の取り組みの充実
- 環境面からの安全・安心が確保される社会の実現
 - ・ 地産地消のしくみづくりなど、食の安心・安全の確保
 - ・ 環境面での自然災害からの減災など安全の確保
 - 環境に配慮した適正な土地利用の推進、森林の防災機能の保全と活用 など

3 生活環境の保全に向けて

大気環境は、光化学オキシダント*を除く各項目で環境基準*を下回っています。道路交通騒音や悪臭などは、地域によっては身近な環境問題にもなります。

水環境は、利根川や片品川の水質は良好で、環境基準を下回っていますが、市街地を流れる河川の水質は、生活排水対策により全体的には改善傾向が見られますが、一層の改善を図っていく必要があります。

工場や農地で使用される有害な化学物質や農薬などは、環境に流出することによって人の健康や生物の生息を脅かすことにもなります。そのため、事業活動における有害化学物質などの適正な使用と管理、環境中への排出をなくしていく義務があります。また、放射性物質による環境汚染やPM2.5（微小粒子状物質）も健康に影響をもたらします。国や県の取り組みと連携し、情報の提供が求められています。

環境意識調査では、食の安全と農業、大気汚染、放射能汚染と除染への関心が特になくなってきています。今後とも、放射性物質の除染や汚染の監視、情報提供をはじめ、健康で安心できる生活環境や食環境の保全などが求められています。

【今後の環境づくりに向けた主な課題や方向など】

○：現計画から引き継がれる課題等 ●：今後の環境づくりに向けた課題や視点

○ 良好な源流環境の保全

- ・ 良好な源流域として水環境の保全
- ・ 生活排水処理対策の推進など、市街地などの河川や水路の水質の改善 など

○ 公害の防止

- ・ 大気汚染の防止、騒音・振動の防止、悪臭の防止
- ・ 環境にやさしい自動車利用の推進 など

○ 事業活動における環境負荷の低減（有害な化学物質や農薬への対応）

○ 交通政策の推進（公共交通の利便性の向上）

○ 景観への配慮

● 「沼田市環境美化条例」に基づく取り組みの推進

- ・ ポイ捨ての禁止、飼い犬や猫のふん放置の禁止、空き地の適正な管理

○ 空き家対策への取り組みの検討 など

● 環境面からの安全・安心が確保される社会の実現

- ・ 福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質への対応
除染対策、除染により蓄積された放射性廃棄物の適正処理
空間放射線量や農産物の放射性物質の監視と情報提供など
- ・ PM2.5など、新たな大気環境問題への対応 など

4 循環型社会の構築に向けて

ごみの排出量は増加傾向にあったものの、ここ数年は減少傾向にあります。市民一人一日あたりのごみの排出量は、ここ数年は減少傾向にありますが、なお県や全国平均を上回っています。

資源のリサイクル量は、紙類の減量に伴い減少傾向でしたが、ここ数年はびん・ペットボトル・指定金属類の増量から増加しています。

環境意識調査でも、ごみの減量化に向けた市民の取り組みとして、ごみの分別の徹底・リサイクルへの協力をはじめ、生ごみの水切り、食事の作りすぎ・食べ残しの発生抑制、詰め替え製品の購入などは進んできています。生ごみの堆肥化、環境にやさしい商品や再生製品の利用、店頭回収への協力など、リデュース*やリユース*への取り組みが低い傾向にあります。

また、市民の廃棄物の不法投棄に対する不満は多く、関心も高くなっています。今後とも監視体制の充実と不法投棄防止対策が求められています。

平成25年（2013年）にパソコンや携帯電話などに含まれる有用金属の回収など小型家電リサイクル法が施行され、各種リサイクル法が整いました。このため、リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュースやリユースの取り組みの強化によるごみの減量化をはじめ、小型家電の回収やリサイクルなど、総合的な循環型社会*のしくみづくりを進めていく必要があります。

【今後の環境づくりに向けた主な課題や方向など】

○：現計画から引き継がれる課題等

●：今後の環境づくりに向けた課題や視点

○ ごみの減量化

○ リサイクルの推進

○ 不法投棄への対策

- ・ 監視・パトロールなど、不法投棄防止対策の推進

○ 小型家電リサイクル法の施行と有用金属の回収

● リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組みの促進

● 適正な廃棄物処理の推進

- ・ ごみの減量・減容化など最終処分量の減量と処分場の延命化
- ・ ごみの広域処理の推進
- ・ 中間処理施設など、ごみ処理施設から発生するエネルギーの有効利用 など

● 環境面からの安全・安心が確保される社会の実現

- ・ 災害時における廃棄物処理への対応
- ・ 災害の発生に伴うがれきなどの災害時廃棄物対策の確立 など

5 地球温暖化の防止に向けて

エコの実プランでは、計画の中間年に当たる平成26年度（2014年度）の市域からの温室効果ガス*排出量を「平成19年度比（2007年度比）6%削減」を短期目標として掲げ、取り組みを進めてきています。平成24年度（2012年度）の本市の排出量は505,531 t-CO₂で、短期目標の平成26年度の516,845 t-CO₂を下回っており、基準年の平成19年度比8.1%減少と現時点では目標を上回っています。これは、本市における製造業の生産力低下に伴う排出量減少が大きく影響しています。

しかし、家庭や業務などの民生部門や運輸部門の排出量は、平成19年度比で民生部門5.6%の増加（家庭部門約11%、業務部門約1%増加）、運輸部門0.3%の減少となっており、これらの部門での一層の省エネ対策や再生可能エネルギー*の利用など、エネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減を図っていく必要があります。

東日本大震災以降、大規模災害時での電気等エネルギーの確保に向けて、自立・分散型エネルギー源としての再生可能エネルギーが期待されています。本市の豊かな日照時間、森林や水資源を活用した再生可能エネルギー利用の一層の普及が期待されています。

環境意識調査では、地球温暖化・気候変動への市民の関心は、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染などに次いで高く、今後の取り組みへの要望として、家庭での省エネ対策や太陽光発電の普及、太陽熱の有効利用が期待されています。また、事業者の地球環境問題への関心として、異常気象や自然災害と地球温暖化が高く、取り組みへの要望として再生可能エネルギー利用の普及と支援が期待されています。

このため、現行のエコの実プランが中期目標として掲げる平成32年度（2020年度）における削減目標である「平成19年度比25%削減」に向けた一層の取り組みの推進が必要になっています。特に、本市における排出量の約80%を占め、増加している民生部門と運輸部門での削減が重要な課題となっています。

【今後の環境づくりに向けた主な課題や方向など】

○：現計画から引き継がれる課題等 ●：今後の環境づくりに向けた課題や視点

- 地球温暖化問題への対応、温室効果ガス*排出量の削減
 - ・ 家庭や事業所での省エネ行動の普及促進、エネルギーの有効利用
 - ・ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備 など
- 地球温暖化問題に対する国・県等の新たな取り組みとの連携
 - ・ IPCC*報告に基づく地球温暖化問題が喫緊の課題であることへの周知・啓発
 - ・ 京都議定書*第一次約束期間の終了に伴う国・県等の新たな取り組みとの連携
- 交通政策の推進（自動車利用に伴う温室効果ガス排出の抑制）
- 再生可能エネルギーの利用の普及と推進
- 環境面からの安全・安心が確保される社会の実現
 - ・ 自立・分散型エネルギーとしての再生可能エネルギーの普及
 - ・ 地球温暖化リスクへの対応 など

6 協働による環境像の実現に向けて

地球温暖化問題をはじめ、自然環境や生活環境の保全、廃棄物の減量化など、環境負荷の少ない持続可能な社会を形成していくためには、市民・事業者・市の協働により、環境の保全と創造に関する取り組みを積極的に進めていくことが不可欠です。

そのため、環境問題や環境情報の共有と環境教育・環境学習によるそれぞれの環境意識の向上と相互理解が大切です。そして、それぞれのライフスタイルやワークスタイルに対応した環境保全活動への参加機会の充実と提供、環境に関するさまざまなネットワークづくりを進めていく必要があります。

平成21年(2009年)に「ぬまた環境ネット*」が設立され、環境フォーラムの開催をはじめ、環境保全活動や市民・事業者・環境保全団体との交流と連携を進めてきています。今後、環境ネットの活動の充実と交流・発信を進め、幅広い人々の参加や協力を図っていくことが期待されています。

環境意識調査によると市民の環境保全活動への参加については、内容によっては参加したいとの意向が最も多く、次いで、時間があれば参加したい、きっかけがあれば参加したいと思っています。

また、地球環境問題への取り組みとして、家庭での省エネ対策などの日常的な取り組みのほか、地球温暖化に関する学習も大切だと考えています。また、地球環境問題について学習したいと考えている高校生も多くみられます。そのため、こうした環境教育や環境学習を通して、環境保全活動を支える団体や人材の育成を進め、総合的・計画的な取り組みの展開が重要になっています。

【今後の環境づくりに向けた主な課題や方向など】

○：現計画から引き継がれる課題等 ●：今後の環境づくりに向けた課題や視点

○ 環境情報の共有と環境意識の高揚

● ぬまた環境ネット*への参加者の拡大及び活動の充実と市民への発信の強化

- ・ ぬまた環境ネットへの加入促進と活動の促進
- ・ ぬまた環境ネットの活動の展開と環境ネットワークの充実 など

● 環境保全活動や環境教育の一層の推進、幅広い実践的人材づくりと活用の促進

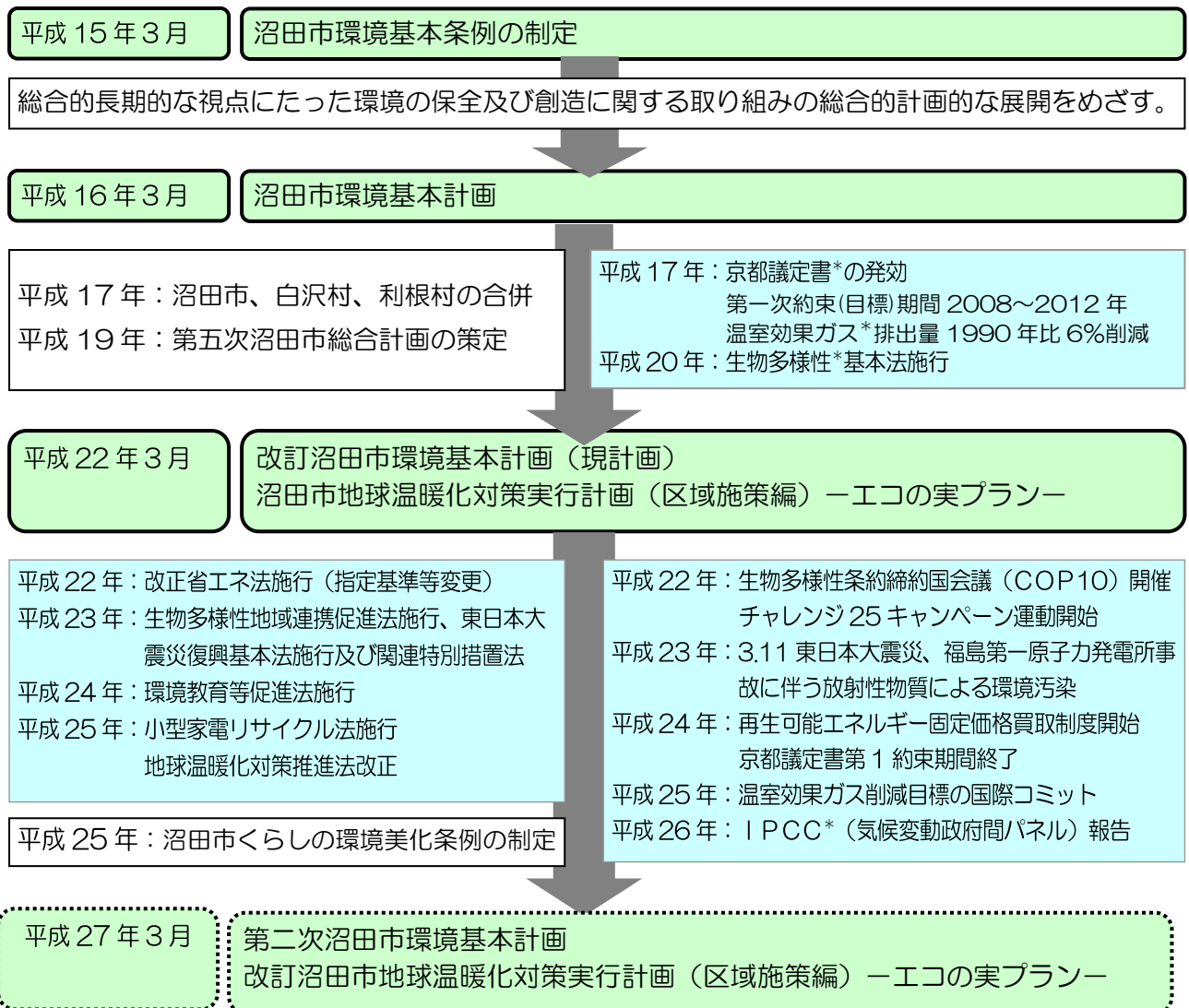
- ・ 環境教育や環境保全活動に関わるきっかけづくりと参加意欲の向上
- ・ 地球温暖化問題などに関する環境教育・環境学習の推進
- ・ 多様な環境保全活動の場や機会の提供、地域や職場での環境保全活動の促進
- ・ 家庭や職場での環境保全活動への理解と支援の普及 など

3 環境基本計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

豊かな森林や清流に育まれた本市においても、気候変動に伴う異常気象の発生や農産物への影響、生物生息環境の変化などが懸念されてきました。また、私たちのくらしや産業活動を便利で豊かにしてきた資源やエネルギーの大量消費・大量廃棄型社会の広がりにより、環境負荷が増大や蓄積するなど、地球温暖化などの地球環境問題をはじめ、身近な環境にもさまざまな変化や影響をもたらしてきています。

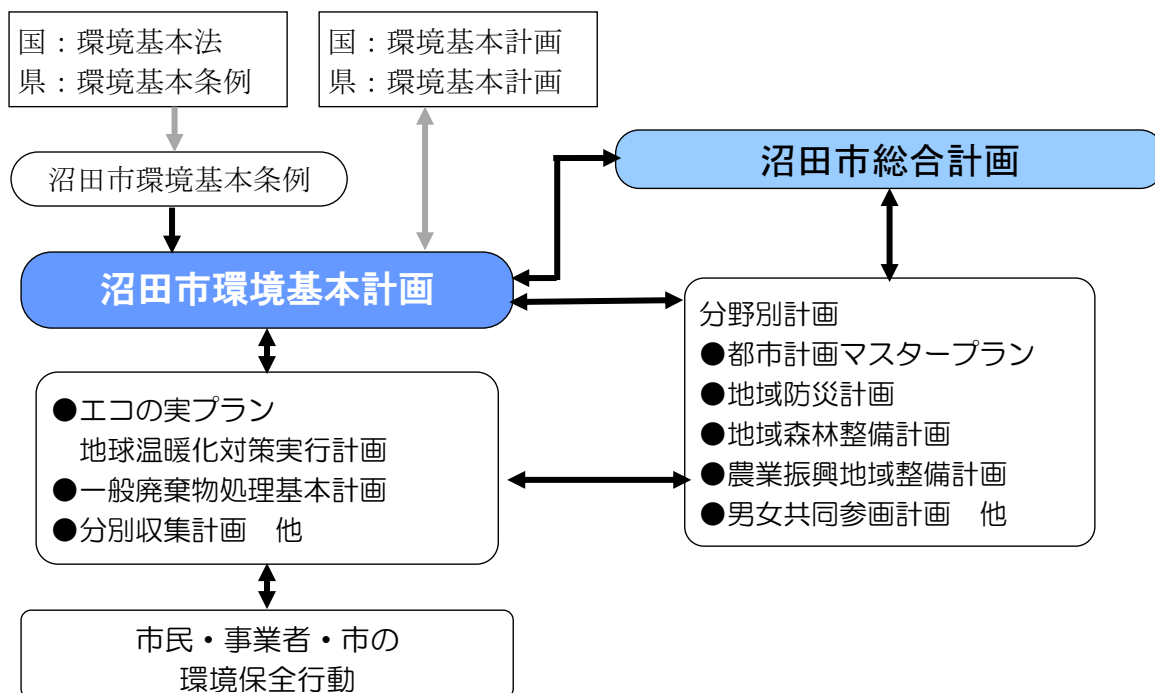
このような問題に対処していくためには、特定の環境問題ごとに個別に対処するだけでなく、環境そのものを総合的にとらえ、計画的な施策を講じていくことが必要になってきました。



(2) 計画の役割と位置づけ

この計画は、沼田市環境基本条例第8条に定める環境の保全等に関する目標であり、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。あわせて、市民・事業者・市の各主体が環境の保全等に取り組んでいく上での“道しるべ”としての役割もっています。

また、この計画は、国や県の環境基本計画との整合性を図り、沼田市総合計画における環境面の取り組みを推進する計画として位置づけるものです。



[沼田市環境基本条例第8条]

(環境基本計画)

第8条 市長は、次に掲げる事項について、沼田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定める。

- (1) 環境の保全等に関する目標
 - (2) 環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業所又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、沼田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(3) 計画の基本的事項

① 計画の推進主体

この計画の推進主体は、市民、事業所、市とします。

[沼田市環境基本条例第4～6条]

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者が環境への理解を深め、意欲を高めるため、必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

② 計画の対象地域

対象地域は、沼田市全域とします。ただし、近隣市町村との連携にも配慮します。

③ 計画が対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、地球環境とします。

④ 計画の目標年度

目標年度は、平成36年度（2024年度）とします。

ただし、社会経済状況が大きく変化し、新たな課題が生じて実態に合わなくなった場合や、進捗状況を点検、評価の結果、計画がそぐわないと判断された場合は、見直しを行います。

(4) 計画の推進体制と進行管理

本市の環境課題を解決し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業所・市がそれぞれの役割を理解し、連携・協力しながら取り組みを進めていくことが重要です。

そこで、計画の実効性を高めるとともに、効果的な推進を図っていくため、以下のような推進体制と進行管理の仕組みを作ります。

① 推進体制

ア 環境調整会議

広範多岐にわたる環境施策を総合的、計画的に実施するため、庁内に環境調整会議を設置し、関係各課による連絡調整や施策検討等を行い、事業化につなげます。

イ 環境審議会

計画の推進には、様々な分野から専門的に審議・検討していくことが必要となります。そこで、市民や団体、機関の代表、有識者などで構成する環境審議会に、計画の進捗状況を報告するとともに、計画の進行管理や環境施策などについて意見を求め、施策の推進に反映するよう努めます。

ウ 関係機関及び関係団体との連携

環境施策を総合的に実施するためには、行政だけでなく教育機関や市民環境団体、NPOなど、関係団体との連携や協力が必要です。

これまでの環境関連機関・団体との連携を充実していくとともに、事業の実施を通じ、連携・協力体制を築きます。

エ 広域的な連携と協力

地球温暖化対策や自然との共生における生物多様性*の確保などの問題は、本市だけの取り組みで解決できるものではありません。

こうした広域的な対応が必要となる環境問題については、国などの動向を踏まえながら、近隣自治体や県と連携を強化し、協力しながら取り組みを図ります。

② 計画の評価

計画を推進するために、年度ごとに重点施策及び具体的な事業の実施状況を確認、課題を整理しながら、事業を実施していきます。

また、各担当課は、取り組み施策を元に具体的な事業と数値目標を定め、その結果を年次報告書として公表します。

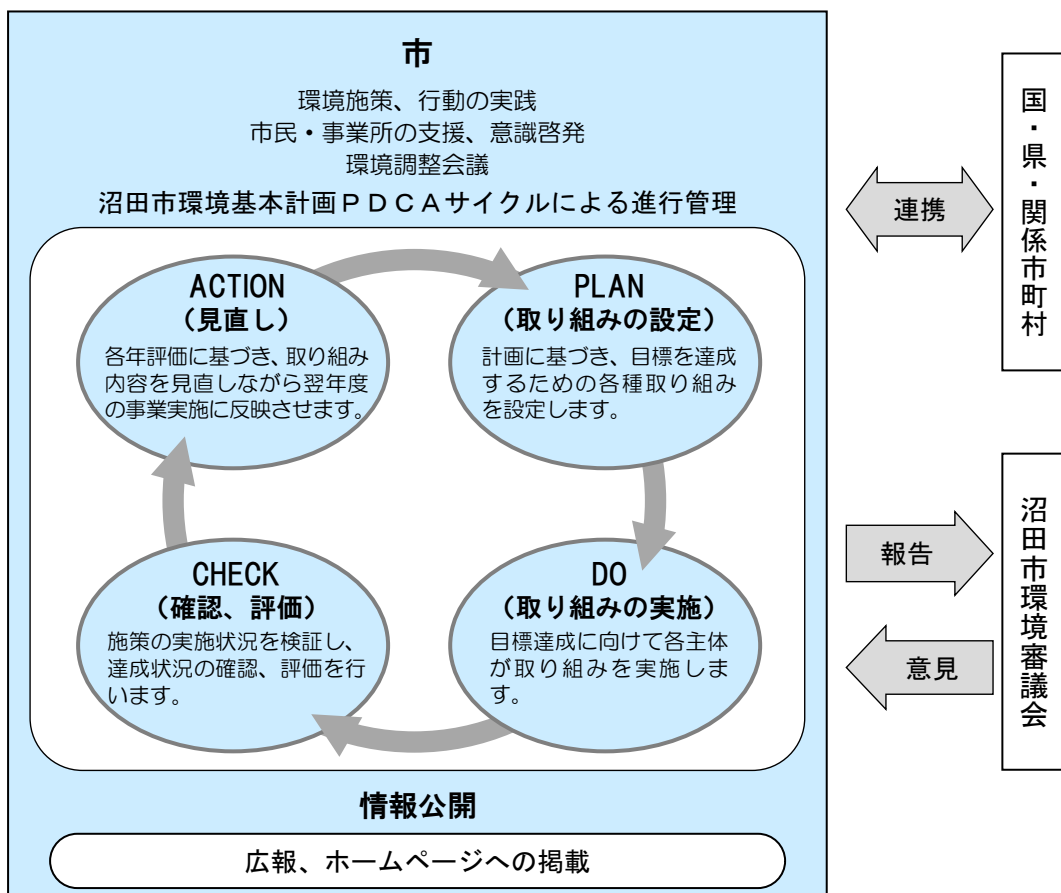
年次報告書により新たな課題が見つかった場合は、次年度の事業に反映させるとともに、必要に応じ環境基本計画の見直しを行います。

計画の最終年度である平成36年度（2024年度）に最終評価を行い、設定した目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を再度設定し、次期計画につなげていきます。

各種施策の展開に際しては、環境調整会議を開催し、関係各課との調整を行います。

③ 計画の進行管理

本計画に掲げた環境施策を効果的に推進するため、「環境基本計画PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクル」を構築し、計画どおりに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、必要に応じて各種環境施策など見直しを行い、PDCAサイクルを実施していきます。



4 環境保全のための目標

(1) 望ましい環境像

戦後、飛躍的に復興を遂げた日本の社会は、人々にモノの豊かさをもたらすとともに、生活様式も大きく変化させ、その結果が環境にとっては自然の回復力を超えた負荷を与える事態を招いています。

幸い、本市では豊かな森林や清流など自然環境が都市部に比べて守られています。私たちが生きていく上で欠かせない多くの生物からの恵みを受け続け、そして次の世代にその恩恵を引き継げるよう、現計画の理念を継承し、望ましい環境像を以下のように定めます。

**さわやかな空気、澄んだ水、
緑豊かな、自然にやさしいまち**



玉原高原から見る空



強清水の滝



玉原高原のブナ林

(2) 基本方針の設定（6つの柱）

策定時の環境基本計画では11のテーマ／環境目標を掲げましたが、改訂後の現計画では、本市にみならず私たち一人ひとりが環境問題を身近に感じ、具体的な行動に移せるように、地域特性を活かして環境課題に対処していくために、「6つの柱」として集約し、計画を進めてきました。第二次環境基本計画では、この流れを継承し、次の「6つの柱」で環境の保全等を推進していきます。

6つの柱



6つの柱ごとに重点施策を設定し、目標年度である平成36年度までに取り組みを進めます。

また、毎年度取り組み内容の評価・点検を行い、必要に応じて施策を見直すものとします。具体的な施策の実施に当たっては、市民・事業所・市がそれぞれの役割を担い、本市にかかわるすべての人が一体となって取り組む計画とします。

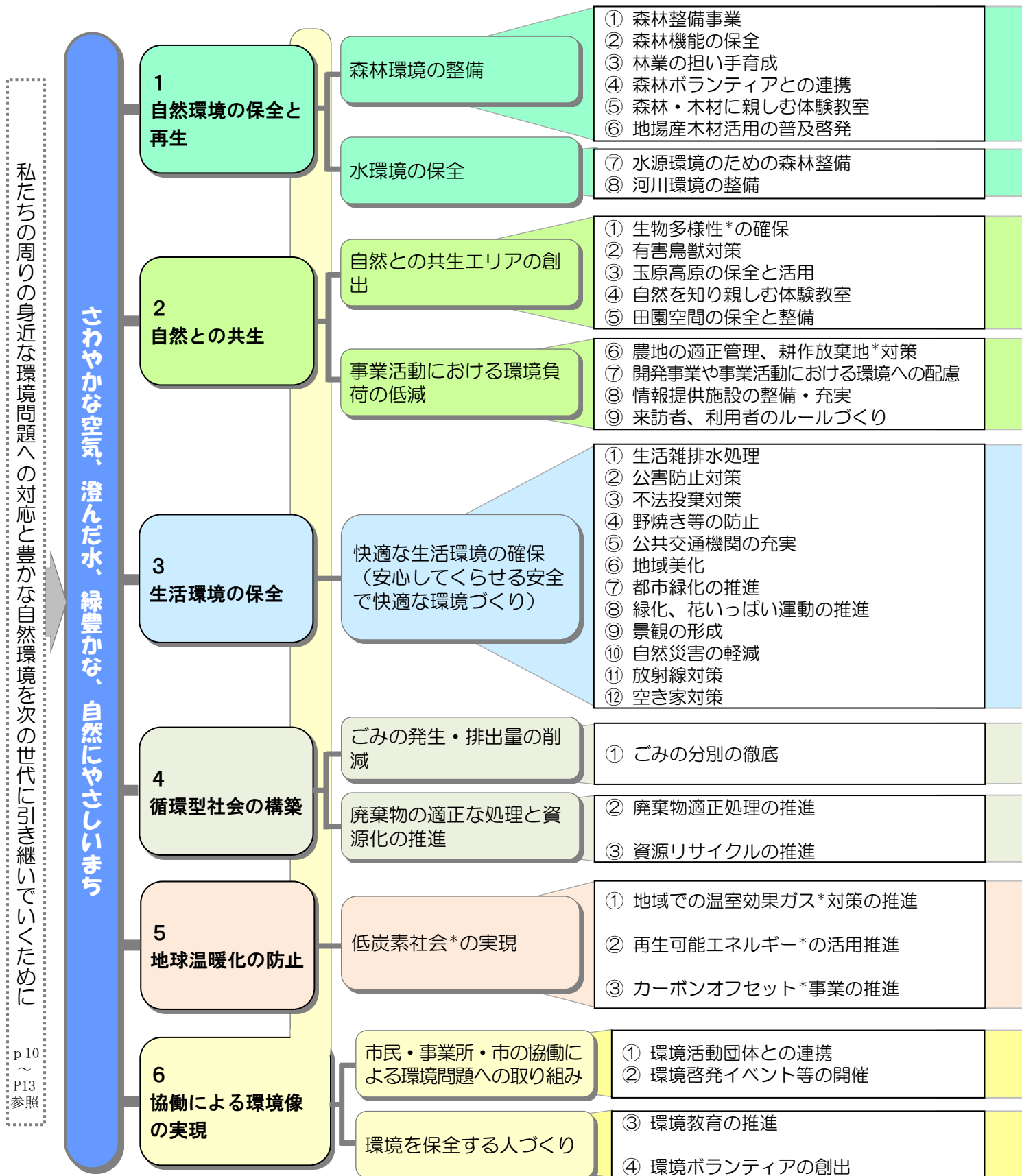
(3) 施策の体系

【環境像】

【基本方針（柱）】

【重点施策】

【取り組み施策】



【取り組み内容の例】

- ① 造林や間伐の推進、林道の整備促進、新しい林業施策の創出、里山・雑木林に侵食する竹（林）の適正管理
- ② 関係機関と連携した事業の推進、水源涵養機能*の維持
- ③ 林業後継者の確保・育成、林産資源の活性化促進
- ④ 森林ボランティア（下草刈り、間伐等）の育成
- ⑤ 市民の森の周知と活用促進、森林浴等森林と親しむ機会の構築、薪炭・竹炭の効用の周知と利活用の推奨
- ⑥ 地場産材*の公共施設への利用、間伐材の有効利用を推進、地場産木材を使った住宅建築の推奨、木質バイオマス*の利活用

- ⑦ 森林開発行為に対する適切な指導
- ⑧ 関係機関と連携した多自然型護岸*の整備

- ① 特定外来生物*の生息状況把握・情報提供、生態系や生物多様性の保全に配慮した環境保全の推進
- ② 有害鳥獣被害の把握・情報収集、有害鳥獣対策の推進
- ③ 自然体験の場としての活用、パトロール実施、観光客へのマナー向上の啓発、遊歩道や木道・標識等の適切な管理
- ④ 市域の多様な自然環境を活かした自然観察会の開催、自然体験活動の場の設定と活動の推進、親子木工教室の開催
- ⑤ 農村環境の保全・整備、農村公園の整備、田園景観の保全

- ⑥ 農業経営者への支援、環境や景観を考慮した耕作放棄地*の再利用検討、農用地有効利用のための利用集積の推進、他
- ⑦ 開発行為に対する環境配慮の指導・監視、環境負荷の少ない公共事業の推進、農薬や化学肥料の適正な使用の推進、他
- ⑧ 自然とふれあう情報提供・学習施設の整備・充実
- ⑨ マナー向上のためのパンフレット作成・PR

- ① 公共下水道の整備及び普及、合併処理浄化槽*の普及促進
- ② 事業所への法令遵守の指導、公害苦情への適正な対応、水質・騒音等の調査及び監視、公害発生時の情報提供
- ③ 広報やホームページによる啓発、地域との連携等による監視の強化、パトロールの強化
- ④ 広報やホームページによる啓発、パトロールの強化
- ⑤ 利便性の高い公共交通機関の再編検討、公共交通機関の利用促進
- ⑥ 市内一斉清掃の実施、広報やホームページによる啓発、ボランティア清掃の推進
- ⑦ 生け垣の奨励、都市公園や緑地の整備・拡大
- ⑧ イベント等でのPR、ボランティア等への活動支援
- ⑨ 良好な景観形成に向けた景観条例制定の検討
- ⑩ 治山・治水事業の実施
- ⑪ 定期的なモニタリングの実施、測定機器の貸し出し、食品検査の実施と情報提供
- ⑫ 空き家の把握による対応策の検討

- ① 環境保健協議会と連携した分別の推進、ごみの再資源化の推進

- ② 廃棄物の適正な処理の推進、焼却施設、最終処分場の適正管理の推進、リサイクル処理施設の整備検討
一般廃棄物最終処分場の整備検討
- ③ 有価物集団回収の推進、回収業者への支援

- ① 実行計画の策定（エコの実プラン）による具体策の推進、緑のカーテン*づくりの推進、エコドライブ*の普及啓発
環境にやさしい買い物スタイル普及運動の推進、講演会等の開催、出前講座や広報・ホームページによる啓発
- ② 太陽光・太陽熱利用の普及促進、小水力・マイクロ発電*の導入検討
バイオマス*の利活用、地域の特性を活かしたエネルギー*導入検討
- ③ 事業化に向けた調査・研究

- ① 「ぬまた環境ネット*」への加盟団体の拡大、加盟団体相互の情報の共有化、加盟団体活動の支援、高等学校との連携強化
- ② 「環境フォーラムぬまた*」の内容充実、講演会等の開催

- ③ 家庭や事業所などでの環境教育の推進、保育園・幼稚園・小中学校における環境教育の推進と充実、食育の推進
緑の少年団の育成
- ④ 環境モニター制度*の創設、こどもエコクラブ*への支援

5 環境保全のための取り組みの展開

6つの柱それぞれの重点施策、取り組み施策、市民・事業所・市の役割は、以下のとおりとします。

1 自然環境の保全と再生

本市は林野率が約77%と豊富な森林を有し、豊かな自然に恵まれています。その森林を適切に管理しながら、地域の風土を代表する自然景観の保全や豊かな自然とまちづくりの調和が図れるよう、森林環境の保全と整備を推進します。

また、首都圏の水源地にある本市にとって、清らかな水を守ることは重要な役割となっています。そのため、水環境においては、河川・湧水等で多くの生物が棲める水環境の保全や、良好な水辺空間の維持など地域特性を活かした活動を行います。

☆重点施策

森林環境の整備

森林は水源涵養機能*や土砂災害の防止、大気浄化などの公益機能とともに多様な生物を育てています。豊かな森林による恩恵が永続して享受できるよう、その保全と整備を図ります。

水環境の保全

健全な水環境を確保するため、生物の生息しやすい河川等の護岸整備、水質汚濁防止に向けた取り組みを関係機関と連携し、実施します。



間伐作業の様子

☆取り組み施策

項 目	取り組み内容
森林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> • 造林や間伐の推進 • 林道の整備促進 • 高性能林業機械*等による新しい林業施策の創出 • 里山、雑木林に侵食する竹（林）の適正管理
森林機能の保全	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関と連携した事業の推進 • 水源涵養機能*の維持
林業の担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> • 林業後継者の確保、育成 • 林産資源の活性化促進
森林ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> • 森林ボランティア（下草刈り、間伐等）の育成
森林・木材に親しむ体験教室	<ul style="list-style-type: none"> • 市民の森の周知と活用促進 • 森林浴等、森林と親しむ機会の構築 • 薪炭、竹炭の効用の周知と利活用の推奨
地場産木材活用の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 地場産材*の公共施設への利用 • 間伐材の有効利用を推進 • 地場産木材を使った住宅建築の推奨 • 木質バイオマス*の利活用
水源環境のための森林整備	<ul style="list-style-type: none"> • 森林開発行為に対する適切な指導
河川環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関と連携した多自然型護岸*の整備



森林ボランティア

☆市民・事業者・市の役割

【市民の役割】

- 森林ボランティアに参加しましょう。
- 緑化などのイベントには積極的に参加しましょう。
- 森林、河川の保全活動に参加しましょう。

【事業所の役割】

- 環境保全活動への参加や協力をしましょう。
- 水の使い方を見直し、捨てる水の量を減らしましょう。
- 従業員のボランティア活動への参加を勧めましょう。
- 木質バイオマス*の利活用を進めましょう。

【市の役割】

- 計画的な森林整備を実施します。
- 森林ボランティア等の人材育成を行います。
- 木質バイオマスの利活用を進めます。
- 良好な水環境にするための事業を実施します。
- 公共施設などの緑化を図ります。
- 森林整備や緑化を進める団体を支援します。
- 関係機関と連携して森林の保全や河川の整備を推進します。
- 河川保全に対する広報・PRを実施します。
- 環境に配慮した公共事業を実施します。



玉原高原でのブナの幼木移植の様子

2 自然との共生

私たちの生活は、自然の生き物やそれを取り巻く生態系と密接に結びついており、それらからの恩恵をなくしては生きてはいけません。しかし、その生態系が地球規模の環境破壊で崩れつつあります。自然と共生できる場所を保全し、生物の多様性*など自然の大切さを再認識できる場の創出を推進します。

また、豊かな自然を守り次の世代へと伝えていくために、化学物質や農薬などの使用を抑え、環境への負荷の低減を図ります。

☆重点施策

自然との共生エリアの創出

地域の特性に応じ、人々が自然とふれあえる場の整備を行うとともに、生物の多様性*が確保されるよう、貴重種等の保全に向けた取り組みを推進します。

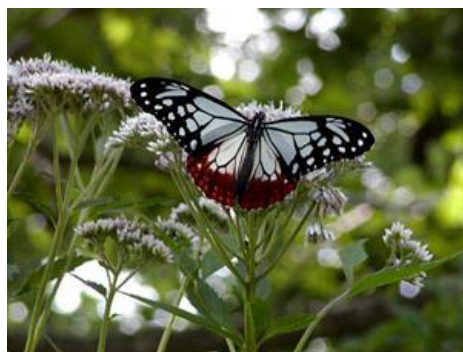
事業活動における環境負荷の低減

事業活動での環境負荷を減らすための情報提供や学習機会を設けます。

公共事業においては、自然への配慮や温暖化対策も踏まえた環境配慮指針を定めるなど、環境への負荷に配慮した事業を行います。



玉原高原のミズバショウ



玉原高原のアサギマダラ



玉原高原のニホンカモシカ

☆取り組み施策

項 目	取り組み内容
生物多様性*の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物*の生息状況把握、情報提供 ・生態系や生物多様性の保全に配慮した環境保全の推進
有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣被害の把握、情報収集 ・有害鳥獣対策の推進
玉原高原の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・森の博物館、自然体験の場としての活用 ・関係機関やボランティアなどと連携を強化したパトロールの実施 ・観光客へのマナー向上の啓発 ・遊歩道や木道、標識等の適切な管理
自然を知り親しむ体験教室	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の多様な自然環境を活かした自然観察会の開催 ・自然体験活動の場の設定、自然体験活動の推進 ・親子木工教室の開催
田園空間の保全と整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農村環境の保全、整備 ・農村公園の整備 ・田園景観の保全
農地の適正管理、耕作放棄地*対策	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営者への支援 ・農業後継者や新規就農者の育成、確保 ・環境や景観を考慮した耕作放棄地の再利用検討 ・農用地有効利用のための利用集積の推進 ・利用状況調査の実施に伴う遊休農地の発生防止・解消
開発事業や事業活動における環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為に対する環境配慮の指導・監視 ・環境負荷の少ない公共事業の推進 ・農薬や化学肥料の適正な使用の推進 ・家畜排せつ物の適正な処理
情報提供施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう情報提供・学習施設の整備・充実
来訪者、利用者のルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・マナー向上のためのパンフレット作成、PR

☆市民・事業者・市の役割

【市民の役割】

- 特定外来生物*は地域にもちこまないようにしましょう。
- 市や各種団体などが行う環境保全のための取り組みに参加しましょう。
- 自然体験活動に参加しましょう。
- 伝統文化や風習を守り、継承する取り組みに積極的に参加しましょう。

【事業所の役割】

- 事業活動により生じる環境負荷の軽減に努めましょう。
- 地域の活動に参加し、地域と協働するよう努めましょう。
- 農地は適正に管理しましょう。
- 化学物質や農薬に関する情報収集や、使用抑制に努めましょう。

【市の役割】

- 特定外来生物や有害鳥獣対策を推進します。
- 自然体験活動の場を設定します。
- 農業後継者や新規就農者のための情報提供や育成策を推進します。
- 耕作放棄地*や農地に対し適切な指導を行います。
- 開発行為に対して環境配慮への指導を行います。
- 公共事業における環境配慮指針を明確にします。
- 地域と協働して環境負荷を低減するための行動ができるよう、必要な情報提供や活動を率先して実施します。
- 来訪者などへのマナー向上、環境保全の啓発を行います。
- 行政区域を越えた環境問題については県や近隣自治体と連携し対処します。

《市内で確認された主な特定外来生物》



アライグマ



カオジロガビチョウ



オオハンゴンソウ



オオキンケイギク

3 生活環境の保全

現在の環境問題は、従来の工場や事業所で生産活動に伴い発生した産業型公害*とは性質が異なり、私たちが利用する自動車の排気ガスによる大気汚染、家庭排水による水質汚濁、ごみの問題など、通常の事業活動や人々の日常生活が環境に与える負荷の増大に多くの要因があることが特徴です。

また、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質による環境汚染が私たちの生活や産業活動をはじめ、自然環境にも大きな影響を及ぼしました。

本市は自然災害が少ないと言われていますが、今日、地球規模での気候変動などに伴いゲリラ豪雨など局地的で極端な気象災害が多発してきています。

こうした環境問題を解決するため、排水処理や不法投棄対策など私たちの生活を保全する取り組みを推進します。あわせて、環境への負荷を低減するため、公共交通機関の利用促進や地域の緑化を推進します。

また、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染への対応をはじめ、PM2.5など有害物質や多発傾向が見られる自然災害などの環境リスクへの対応を進め、環境面から市民が安心してくらす安全な社会の形成に努めていきます。

☆重点施策

快適な生活環境の確保（安心してくらす安全で快適な環境づくり）

水質、道路交通騒音・振動などが生活環境に与える程度を監視するとともに、関係機関と連携し、良好な生活環境を確保するための対策を実施します。

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染への監視と情報の提供を進めていくとともに、有害化学物質や新たな物質による環境汚染への対応、環境面から自然災害の軽減など、環境リスクの低減を推進していきます。



城堀川緑地



沼田公園



天狗プラザ

☆取り組み施策

項 目	取り組み内容
生活雑排水処理	<ul style="list-style-type: none"> • 公共下水道の整備及び普及 • 合併処理浄化槽*の普及促進
公害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所への法令遵守の指導 • 公害苦情への適正な対応 • 水質、騒音等の調査及び監視 • 公害発生時の情報提供
不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> • 広報やホームページによる啓発 • 地域との連携等による監視の強化 • パトロールの強化
野焼き等の防止	<ul style="list-style-type: none"> • 広報やホームページによる啓発 • パトロールの強化
公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 利便性の高い公共交通機関の再編検討 • 公共交通機関の利用促進
地域美化	<ul style="list-style-type: none"> • 市内一斉清掃の実施 • 広報やホームページによる啓発 • ボランティア清掃の推進
都市緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 生け垣の奨励 • 都市公園や緑地の整備、拡大
緑化、花いっぱい運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> • イベント等でのPR • ボランティア等への活動支援
景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> • 良好な景観形成に向けた景観条例制定の検討
自然災害の軽減	<ul style="list-style-type: none"> • 治山・治水事業の実施
放射線対策	<ul style="list-style-type: none"> • 定期的なモニタリングの実施 • 測定機器の貸し出し • 食品検査の実施と情報提供
空き家対策	<ul style="list-style-type: none"> • 空き家の把握による対応策の検討

☆市民・事業者・市の役割

【市民の役割】

- 下水道への接続や合併処理浄化槽*を導入しましょう。
- 身近な場所への移動はなるべく車を使わず、他の交通手段を用いましょう。
- 公共交通機関を利用しましょう。
- 不法投棄を発見した時は、市に通報しましょう。
- 野焼きはやめましょう。
- 生け垣や住居の周りに花木を植え、緑を増やしましょう。
- 地域の美化活動に参加しましょう。
- 地元の食材や製品を積極的に購入しましょう。
- 感染性、有害性などがある廃棄物は、適正に処理しましょう。
- PM2.5 や光化学オキシダント*等、環境汚染に関する情報に注意しましょう。
- 自然災害の発生に留意した事前の取り組みを進めていきましょう。

【事業所の役割】

- 公害防止対策を徹底して、有害物質の排出を低減しましょう。
- 事業所敷地内緑化に努めましょう。
- 通勤に公共交通機関を利用しましょう。
- 市と連携して不法投棄の撲滅に努めましょう。
- 農薬や化学肥料は適正に使用しましょう。
- 看板などの設置の際には、周辺景観との調和を考えましょう。
- 地域の美化活動に協力しましょう。
- 地産地消を推進しましょう。
- P R T R 法*に基づき、有害化学物質の環境中への排出量と廃棄物量を把握し、環境への影響を削減しましょう。
- 自然災害の発生に留意した事前の取り組みを進めていきましょう。

【市の役割】

- 下水道の整備と水洗化促進、合併処理浄化槽の普及を促進します。
- 環境に配慮して事業を実施します。
- 公共交通機関の充実を図ります。
- 不法投棄や野焼きなどに対する監視を強化します。
- 生け垣の設置者へ支援をします。
- 景観条例の制定を検討します。
- 地域等の美化活動を支援します
- 各種公園の整備に努めます。
- 放射線の定期的なモニタリングや食品検査の実施と情報を提供します。
- PM2.5 や光化学オキシダント等に関する注意情報を提供します。
- 有害化学物質や自然災害等に関する環境リスク低減に向けた普及啓発を進めます。

4 循環型社会の構築

高度経済成長期からバブル経済期に至る間における大量生産、大量消費、そして大量廃棄という生活様式は、環境に大きな負荷を与え、資源の枯渇さえ危惧される結果を招いてきました。

廃棄するものを最小限にし、環境への負荷を可能な限り低減する社会システムの実現が重要となっています。これまでの3R（リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle））に加えて、不要不買のリフューズ（Refuse）、修理して使うリペア（Repair）の5Rの活動が広がっており、市民・事業所・市が連携して、さらにこの輪を広げることが重要です。

☆重点施策

ごみの発生・排出量の削減
ごみを出さない工夫をするとともに、分別を徹底し、市民・事業所・市がそれぞれの立場で考え、役割に基づいて行動し、ごみの減量化に努めます。

廃棄物の適正な処理と資源化の推進
限りある資源を効果的に活用し、将来にわたって持続可能な社会を作るため、市民・事業所・市が連携して製造品の再生利用などに積極的に取り組みます。

☆取り組み施策

項 目	取り組み内容
ごみの分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保健協議会と連携した分別の推進 ・ごみの再資源化の推進
廃棄物適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正な処理の推進 ・焼却施設、最終処分場の適正管理の推進 ・リサイクル処理施設の整備検討 ・一般廃棄物最終処分場の整備検討
資源リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物集団回収の推進 ・回収業者への支援

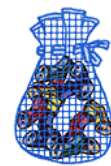
資源物の回収 (1)



ペットボトル



茶びん・透明びん・その他の色びん



缶 



電球・蛍光灯

☆市民・事業者・市の役割

【市民の役割】

- 品質の良い商品を買求め、物を大切に使うようにしましょう。
- 生ごみは堆肥化などにより有効活用しましょう。
- 生ごみはコンポストやボカシを使い堆肥化して有効活用しましょう。
- 廃食用油の回収に協力しましょう。
- 家電製品の適正なリサイクルを図りましょう。
- ごみは決められた分別方法を守り、回収場所に出しましょう。
- リユース品やリサイクル品、詰め替え品、エコマーク商品を積極的に購入しましょう。
- 食材を工夫して使い、ごみや排水の汚れを少なくしましょう。
- もったいない運動を実践しましょう。
- 雨水を再利用しましょう。

【事業所の役割】

- ごみ分別の徹底に努めましょう。
- 産業廃棄物、事業系一般廃棄物は適正な処理を行いましょう。
- レジ袋の配布を減らしましょう。
- 過剰包装は自粛し、消費者への簡素包装の理解を求めましょう。
- 店頭でのトレイなどの資源物回収を積極的に進めましょう。
- 環境負荷の少ない商品の製造・開発をしましょう。
- グリーン購入*を推進しましょう。
- 各種リサイクル法に基づき、正確な処理を図りましょう。
- 修理して使う（リペアー）、再生利用（リサイクル）等の受入体制の整備に努めましょう。
- 雨水を再利用しましょう。

【市の役割】

- ごみの分別・減量の啓発を行い、3R*（リデュース、リユース、リサイクル）運動を推進します。
- さらに2R*（リフューズ、リペアー）も加え推進します。
- ごみの減量化などに取り組む市民や団体等を支援します。
- 公共工事におけるリサイクルを推進します。
- リユース・リサイクルなどに関する情報を提供します。

資源物の回収 (2)



5 地球温暖化の防止

二酸化炭素などの温室効果ガス*が増え過ぎると、宇宙に逃げようとしていた熱が地表にたまりすぎて気温が上昇し、地球全体の気候が変化していきます。これが「地球温暖化」です。20世紀の100年間に、温暖化は急激に進みました。IPCC*によると、1906年から2005年までの100年間で、世界の平均気温は0.74度上昇したとされています。

地球温暖化を防止するため、気候変動枠組条約*に基づき議決された京都議定書*では、我が国は、1990年を基準年として第一約束期間（2008年～2012年）に6%の温室効果ガス削減が目標となりました。第一約束期間における我が国の温室効果ガスの総排出量は1990年比で1.4%増加しましたが、森林吸収や排出量取引など京都メカニズムクレジット*により京都議定書の約束の見込まれています。

本市では、平成21年度（2009年度）にエコの実プランを策定し、温室効果ガスの排出抑制を進めてきています。平成24年度（2012年度）の排出量は、産業部門の排出量減少により、基準年の平成19年度（2007年度）に比べ総排出量は減少していますが、民生部門からの排出量は増加しています。また、本市の温室効果ガス排出量の40%以上を占める運輸部門の排出量は基準年と大きく変わっていません。

“地球”という大きな枠組みの中であっても、本市における活動の継続が、地球全体の環境を守ることにつながるという意識を持ち、市民・事業所・市が協働して、地域における環境負荷の低減を推進します。

☆重点施策

低炭素社会*の実現

すべての市民、事業所、行政が当事者であり、主役であることを認識し、地球温暖化防止に向けた総合的な施策を展開するため、エコの実プランに基づき、地域で発生する二酸化炭素などの温室効果ガス*の削減に取り組みます。

また、再生可能エネルギー*の活用や森林による二酸化炭素の吸収機能を活用したカーボンオフセット*事業を推進します。

平成19年度（2007年度）を基準年として、市内から排出される温室効果ガス排出量削減目標として以下の目標を目指します。

短期目標：平成32年度（2020年度）の排出量を基準年比13%削減

中期目標：平成42年度（2030年度）年の排出量は新たに設定される国や県の削減目標を踏まえて別途設定

長期目標：2050年排出量を基準年比60～80%削減

☆取り組み施策

項 目	取り組み内容
地域での温室効果ガス*対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 実行計画の策定による具体策の推進 (エコの実プランの推進) • 緑のカーテン*づくりの推進 • エコドライブ*の普及啓発 • 環境にやさしい買い物スタイル普及運動の推進 (県内同一歩調によるレジ袋削減の推進) • 講演会等の開催 • 出前講座や広報、ホームページによる啓発
再生可能エネルギー*の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> • 太陽光、太陽熱利用の普及促進 • 小水力、マイクロ発電*の導入検討 • バイオマス*の利活用 • 地域の特性を活かしたエネルギーの導入検討
カーボンオフセット*事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 事業化に向けた調査、研究



緑のカーテン事業・ゴーヤ苗等の配布



緑のカーテン



電気自動車用充電器（望郷の湯）



新宿の森

☆市民・事業者・市の役割

【市民の役割】

- 生活様式を見直して、日常生活で地球温暖化対策の取り組みを実践しましょう。
- 環境家計簿*をつけて、日常生活を点検しましょう。
- 緑のカーテン*により夏の省エネ化に取り組みましょう。
- エコドライブ*を心がけましょう。
- マイ・バッグやマイ・バスケット持参などレジ袋の削減に心がけましょう。
- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムを導入しましょう。
- 冷暖房温度の設定を控えめにしましょう。
- 蛇口をこまめに閉め、節水に努めましょう。
- 徒歩や自転車を利用し、できるだけマイカーの使用を控えましょう。
- 電気製品は、省エネ型を選びましょう。
- 電気製品の不要な主電源は切りましょう。
- 省エネ型の電球に取り替えましょう。
- 住宅の新築・増改築を行うときは、省エネルギー性能を確認しましょう。

【事業所の役割】

- 業種・業態に合った地球温暖化対策の取り組みを推進しましょう。
- 環境マネジメントシステム*を構築して地球温暖化対策を実践しましょう。
- エコオフィス*を実践しましょう。
- マイ・バッグ持参などへの協力、レジ袋削減への取り組みに努めましょう。
- 未利用エネルギーや再生可能エネルギー*の活用に努めましょう。
- ハイブリッド車*などの導入に努めましょう。
- アイドリングストップ*に努めましょう。
- 省エネ住宅の新築・増改築に努めましょう。
- 環境にやさしい企業スタイルを目指しましょう。

【市の役割】

- 温室効果ガス*削減のため実行計画を策定し、取り組みを推進します。
- 省エネに対する取り組みを率先して行います。
- 地球温暖化防止のための情報提供を広報やホームページを使って推進します。
- 環境にやさしい買い物スタイル普及運動を推進します。
- 市の車にハイブリッド車などを導入します。
- 省エネやエコドライブに関する講習会を開催します。
- 再生可能エネルギーの導入を支援します。
- 対応策、軽減策を含む地球温暖化に関する勉強会を開催します。
- 太陽光やマイクロ水力発電等の再生可能エネルギーを率先して導入します。
- カーボンオフセット*事業化に向けた調査・研究を進めます。
- 未利用バイオマス*の把握と活用方法の調査研究をします。
- バイオマスの利活用に向けた取り組みを推進します。

6 協働による環境像の実現

環境基本計画は、誰かが特別な行動をするものではなく、すべての人々が少しずつでも参画することにより目的が達成されます。

市民は、日常生活において環境に配慮した行動をとることを心掛け、事業所は、事業活動に伴い生じる環境負荷を軽減するための取り組みを推進し、市は地域の取り組みの調整役や推進役となり、地域における情報の共有と環境保全に取り組む人材育成を推進します。

また、学校における環境教育の推進や、学校以外でも子どもたちが普段、山や川など自然とふれあうことのできる体験の機会づくりや、次世代に豊かな環境を残すため、体制の整備に努めます。

☆重点施策

市民・事業所・市の協働による環境問題への取り組み

環境問題に関する市民の役割、事業所の役割、市の役割を明確にし、三者が一体となり、かつ主体的に環境問題に取り組めるよう、情報の共有や組織づくりを進めます。

環境を保全する人づくり

講習会や研修会、自然観察会等を通し、率先して環境保全に取り組むリーダーを養成します。



沼田市市民活動センター



環境フォーラムぬまた



最終処分場の見学風景



緑の少年団活動

☆取り組み施策

項 目	取り組み内容
環境活動団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぬまた環境ネット*」への加盟団体の拡大 ・加盟団体相互の情報の共有化 ・加盟団体活動の支援 ・高等学校との連携強化
環境啓発イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境フォーラムぬまた*」の内容充実 ・講演会等の開催
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業所などでの環境教育の推進 ・保育園、幼稚園、小中学校における環境教育の推進と充実 ・食育の推進 ・緑の少年団の育成
環境ボランティアの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・環境モニター制度*の創設 ・こどもエコクラブ*への支援

☆市民・事業者・市の役割

【市民の役割】

- 環境問題に関心を持ちましょう。
- 新聞、テレビやインターネットなどにより、環境に関する情報の入手に努めましょう。
- 環境に関するイベントや講習会などへ積極的に参加しましょう。

【事業所の役割】

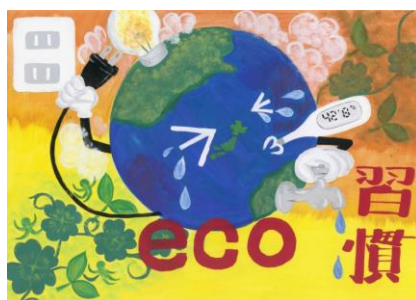
- 従業員に対する環境教育を実施しましょう。
- 事業活動が環境に与える影響を知るように努めましょう。
- 事業所の持っている独自の環境情報について発信しましょう。

【市の役割】

- 環境問題の情報を発信します。
- 環境啓発のための様々なイベントを開催します。
- 学校における環境教育を推進します。
- 地産池消を推進し、食育の普及に努めます。
- 環境マップ*などをつくり環境教育に役立てます。
- 講習会や自然観察会など、自然とふれあう機会を作ります。
- 環境モニター制度*をつくり、環境問題への取り組みを推進します。
- 環境ボランティアの育成や支援を行います。
- 出前講座などを実施し、環境学習の場を創設します。
- 持続可能な社会の構築のため、エネルギー環境教育を推進します。

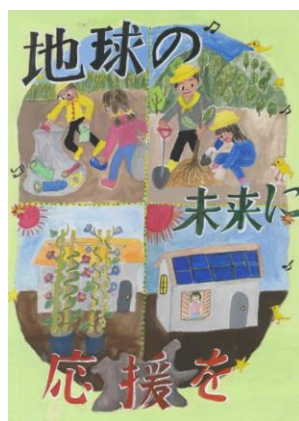
平成26年度地球温暖化防止ポスターコンクール入賞作品

中学校の部



沼田市長賞

薄根中学校1年 片平 凱聖さん



沼田市議会議長賞

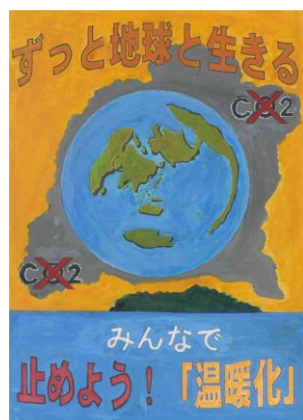
沼田中学校1年 廣田 翔也さん



沼田市教育長賞

沼田西中学校2年

一般の部



沼田市長賞

上原町 角田 和男さん



沼田市議会議長賞

横塚町 高井 千秋さん

参考資料

- 1 沼田市の環境概況
- 2 沼田市環境基本条例
- 3 沼田市環境審議会運営規則
- 4 沼田市環境審議会委員名簿
- 5 諮問・答申
- 6 用語の解説



1 沼田市の環境概況

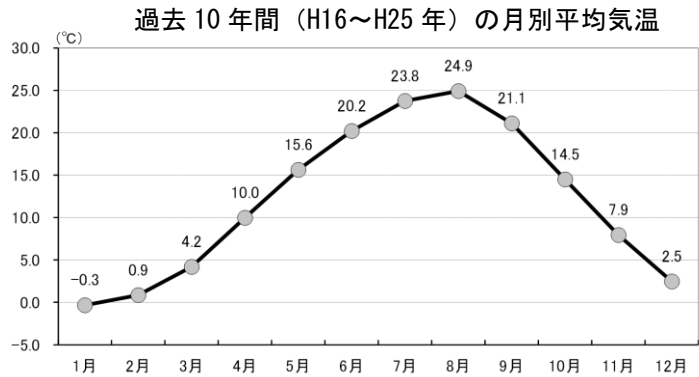
(1) 自然環境

① 気象

気候は、一年を通じて寒暖の差が大きい内陸型気候と日本海型気候の境界域にあり、降水量も比較的少なく、日照時間は、市街地と山間部の差はあるものの、全回の主要都市に比べ長くなっています。また、水害など自然災害の少ない地域であるといえます。

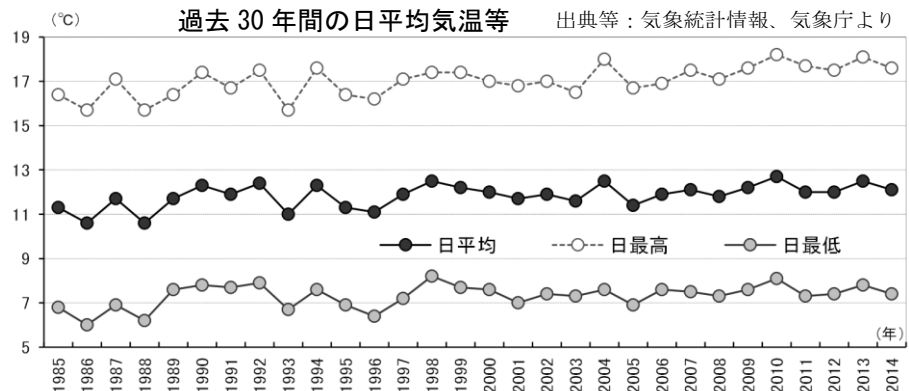
ア 気温

平成16年(2004年)から平成25年(2013年)の過去10年間の年平均気温は、約12℃となっています。また、月別の平均気温では、8月が24.9℃で最も高く、1月が-0.3℃と最も低く、夏と冬の較差は約25℃となっています。



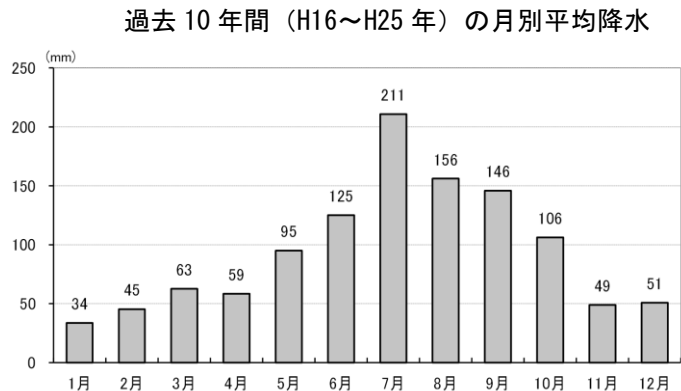
出典等：沼田市統計書より

過去30年間の平均気温の推移を見ると、日平均気温及び日平均最高気温、日平均最低気温とも、やや上昇傾向となっています。



イ 降水量

降水量は6月から10月にかけての5か月間が多く、冬季は少ない傾向となっています。過去10年間の年降水量の平均は1,158mm/年となっています。過去30年間では1,126mm/年で、年総降水量の推移では、平成に入ってから年間降水量が1,200mmを越える年も出ています。過去30年間で降水量が最も大きかったのは平成10年(1998年)の1,539mmで、次いで平成22年(2010年)の1,479mmとなっています。



出典等：沼田市統計書より

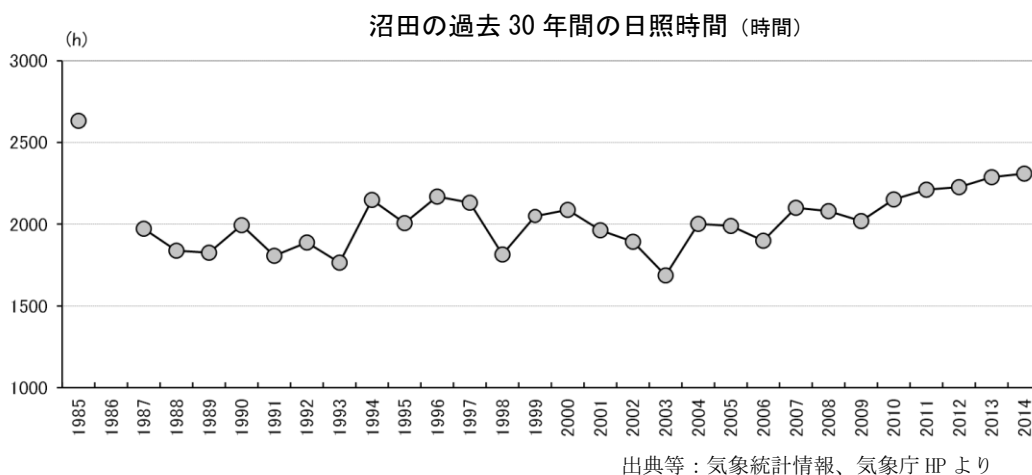
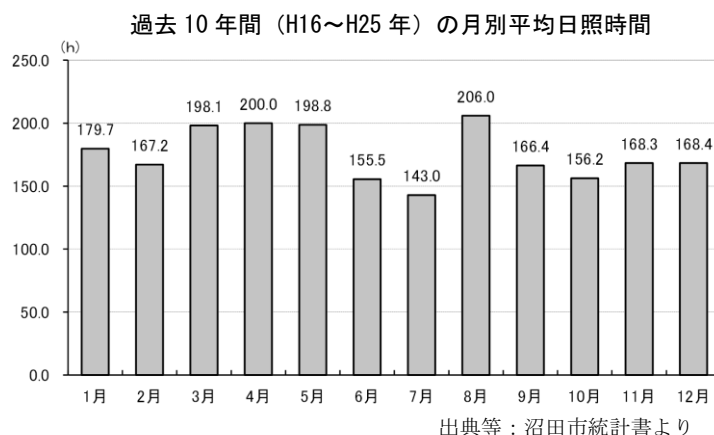
ウ 風速

過去30年間の年平均風速では2.0～2.4 m/Sで、長期的に見てもほぼ安定しています。なお、年平均の最大風速は10～15 m/Sで風向は北北西～西北西が卓越しています。

エ 日照時間

平成26年(2014年)の年間日照時間は2,309.8時間で、月間の日照時間は3月～4月が長い傾向にあります。

過去30年間の平均でも年間2,000時間を超え、県内平野部の都市と同様に、全国の主要都市と比べても長い特性があります。ただし、市域には山間部も多く、地形により日照時間は大きな差があります。



主な都市 (気象台・測候所)	沼田	前橋	館林	長岡	日光 (今市)	宇都宮	さいたま	東京	名古屋	大阪	福岡
2014年の日照時間	2309.8	2344.1	2366.0	1600.0	1973.5	2180.3	2220.6	2104.0	2255.3	2161.3	1809.8

(単位：時間) 出典等：気象統計情報、気象庁より

② 地形・自然景観

ア 河川・湖沼等

市域は、日本の代表的な河川である利根川流域に位置し、市街地の西側を利根川が南流しています。市域を囲む山々に源を発する片品川や薄根川・四釜川などの大小の河川が、利根川に注いでいます。

片品川は、群馬県と栃木県・福島県の境界に位置する黒岩山に源を発し、片品村を概ね南西方向に流れ、沼田市新町で利根川に合流する全長60.8km、流域面積673.1km²の一級河川で、中流部に吹割渓谷および吹割の滝、老神温泉などがあり、下流部は赤城山北麓と沼田盆地の間（市街地の南端）を西流し、利根川と合流しています。市の東部は、この片品川流域に含まれるほか、沼田市の中心市街地は、この片品川や北部の薄根川によって形成された日本一大きいといわれる大規模な河岸段丘上に形成されています。湖沼は、片品川の菌原湖（菌原ダム）、薄根川支流の発地川上流の玉原湖（玉原ダム）があります。

イ 山地

県内には、日本百名山に選定されている至仏山、武尊山、皇海山、赤城山、谷川岳、草津白根山、四阿山、浅間山、平ヶ岳、巻機山の10山があります。このうち、皇海山、赤城山は、沼田市境に位置するほか、至仏山と皇海山は隣接する川場村や片品村に位置しています。これらの名山と合わせて、県で選定した群馬県百名山があり、古くから信仰の対象や登山などで親しまれてきています。

沼田市内の名山（「ぐんま百名山」より）

名称	標高	概要
あかぎやま 赤城山	1828m	県を代表する山で、「上毛三山」の一つに数えられる。主峰の黒檜山をはじめ、駒ヶ岳、鈴ヶ岳などを総称して赤城山という。大きな裾野を美しく広げる山容で知られる。
かしょうざん 迦葉山	1322m	市街地から北方約16キロメートルのところであり、武尊山系に連なる。山中にある嘉祥元年に開創された弥勒寺には、日本一大きい天狗の面がある。胎内潜岩など奇岩も多い
かのまたやま 鹿俣山	1637m	玉原ダムの完成により、リゾートエリアとして登山道が開かれた。この山の南西一帯の玉原高原は、日本有数のブナの原生林を擁す自然豊かな山域。
けさまるやま 袈裟丸山	1878m	山名は「弘法大師が袈裟を丸めて、この山に置いて山を下りた」という弘法伝説に由来する。寝釈迦像、相輪塔、賽の河原などがあり、山岳信仰の名残が残る。
こもちやま 子持山	1296m	前橋方面から見ると赤城山と榛名山の間に位置する古い成層火山。火山活動と侵食でつくられた屏風岩、大黒岩（しし岩）などの見事な露岩がある。
すかいさん 皇海山	2144m	江戸時代から庚申山（栃木県）の奥の院として、信仰登山が盛んになってきたといわれる。山頂直下には青銅の剣が奉納され、現在も残っている。
すすがたけ 錫ヶ岳	2388m	山名の由来は、清水の湧き出るところがあったという説のほかに、スズタケが生い茂っていることによるという説もある。
とかみやま 戸神山	772m	山頂が鋭くとがり三角形に見える山姿から、地元では「三角山」とも呼ばれる。山頂には石燈籠が並んでおり、信仰深い山だったことがうかがえる。
みつみねやま 三峰山	1123m	山頂が平らなテーブル状の山容をしている。名前のとおり三つの峰があり、各地に同名の山があることから「上州三峰山」とも呼ばれている。

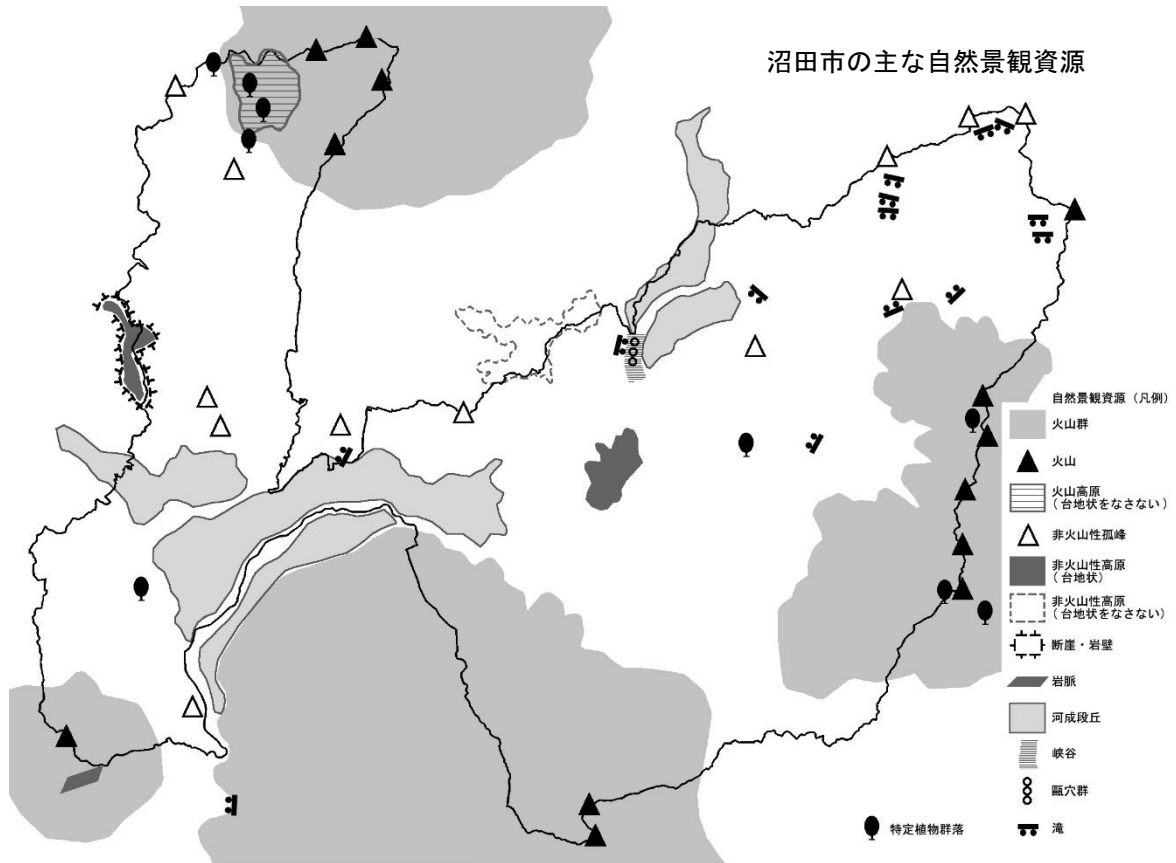
出典等：群馬県HP、ぐんま百名山より

ウ 温泉

市内には、周囲を山々に囲まれ四季折々の変化や歴史・伝説を楽しむことのできる老神温泉などに代表される温泉資源があり、観光の拠点となっています。

エ 自然景観資源

武尊山や谷川岳などへの優れた眺望をはじめ、国の天然記念物・名勝に指定されている「吹割溪ならびに吹割瀑」や日本一大きいといわれる沼田段丘面、赤城山、武尊山などの火山や山麓、足尾山地などの多彩な自然景観資源を有しています。環境省「群馬県自然環境情報図 平成1年（1989年）」では、次のような自然景観資源が掲げられています。



出典等：環境省、第3回自然環境保全基礎調査「群馬県自然環境情報図」平成元年発行より



左上：迎葉山
 右上：戸神山
 右下：皇海山

③ 植物

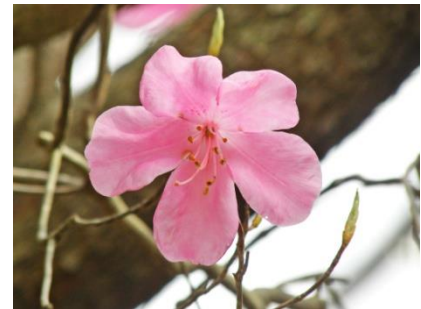
沼田市は、約80%が森林（市面積に対する林野面積の割合76.8%）からなっています。市内の最も低地の岩本町から最も標高の高い錫ヶ岳（標高2,388m）までの標高差は、2,000m以上もあります。北部の山地では、日本海側の気象区分となり、その環境に適応した植物が分布しているほか、南部は、太平洋側の気象区分である暖温帯の植生範囲となっており、こうした標高差と気候の特性などにより、亜高山帯*やブナクラス域から、ヤブツバキクラス域の自然植生や代償植生などが分布し、多様な自然環境からなっています。

皇海山や袈裟丸山など栃木県境付近の山頂部は、シラビソ-オオシラビソ群集などのコケモトウヒクラス域の亜高山帯自然植生や代償植生、その周囲にはチシマザサ-ブナ群団やスズタケ-ブナ群団などのブナクラス域自然植生や代償植生の植生からなっています。

山腹や山麓部には、クリ-コナラ群集などのヤブツバキクラス域代償植生やスギ・ヒノキ・サワラ植林などの人工林*が広がっています。また、山麓部や河川沿いの急崖地、河川敷などには、ミヤコザサ-ミズナラ群集やケヤキ群落、ヤナギ高木林や低木林などのヤブツバキクラス域自然植生が点在しています。

利根川の河川敷などにはツルヨシ群集、オギ群集などの湿原・河川・池沼植生、山岳地の崩壊地などに自然裸地が点在しています。

こうした植生を反映し、植物種としては、垂直的な植生分布として、暖温帯常緑広葉樹林*から中間帯林地*、冷温帯落葉樹林*があり、豊富な植物種が生育しています。



アカヤシオ

市内の主な特定植物群落*

主な特定植物群落	選定理由
皇海山のオオシラビソ林	原生林もしくはそれに近い自然林*
皇海山麓のアカヤシオ群落	特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
袈裟丸山のコウシンソウ	国内に若干地域に分布するが極めて稀な植物群落や個体群、乱獲その他人為の影響により都道府県内で極めて少なくなるおそれのある群落や個体群
玉原の湿原	特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
発知川のサワグルミ林	原生林もしくはそれに近い自然林
沼田市川田ノヒメビシ群落	乱獲その他人為の影響により都道府県内で極めて少なくなるおそれのある群落や個体群

出典等：環境省、第3回自然環境保全基礎調査「群馬県自然環境情報図」平成元年発行より

【植物のレッドリスト*】

平成24年（2012年）に改訂された群馬県の絶滅のおそれのある野生植物リスト（群馬県の植物レッドリスト）によると、県における評価対象種の中からレッドリストに掲載されたのは633種で、このうち274種は前回（2001年版群馬県レッドデータブック植物編）は掲載されていませんでしたが、今回新たに掲載された種です。274種のうち161種は絶滅危惧ⅠA類とⅠB類で58.8%を占めました。この中には、環境省のレッドデータブックやレッドリストに掲載されている種が過去10年の間に県内で新たに発見されたものや、全国的に減少傾向が著しく環境省でも2007年版のレッドリストで新たに掲載したものが多数含まれており、絶滅リスクが高いランクに集中する結果となりました。

633対象種のうち、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種（絶滅）が53種、飼育・栽培下でのみ存続している種（野生絶滅）が2種、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの（絶滅危惧ⅠA類）が217種、ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの（絶滅危惧ⅠB類）が134種、絶滅の危険が増大している種（絶滅危惧Ⅱ類）は122種、存続基盤がぜい弱な種（準絶滅危惧）は46種、評価するだけの情報が不足している種（情報不足）が59種となっています。

群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 植物（群馬県の植物レッドリスト 2012年改訂版）

県区分	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	掲載なし	計（掲載なしを除く）
県種数	53	2	217	134	122	46	59	24	633
利根沼田地域	1	0	71	62	62	26	19		241

出典等：群馬県HP「暮らし・環境」自然環境・レッドリスト、群馬県立自然史博物館HP「レッドデータブック」より

これらの多くの植物の絶滅のおそれの要因は、自然遷移（人為的な改変との相互作用による遷移進行も含む）、園芸採取、湿地開発、土地造成、農地や里山が突然放置される管理放棄、外来種との競合や交雑、野生動物による食害があげられています。これらは、人間の経済活動による生育環境の悪化や破壊によるものと考えられます。

【巨樹・巨木林】

沼田市内には、国の天然記念物に指定された「薄根の大桑」などの巨樹や巨木林が数多く分布しています。沼田・白根・利根地区で、概ね100本近い樹木が登録されています。

出典等：環境省、1988年、2000年の巨樹巨木林調査結果より

④ 動物

多様な植生環境と相まって、市内には多様な野生動物が生息しています。県内全林野面積の8%ほどを占める山林や、標高差も大きく、豊かな自然が残る本市には多くの希少種が生息しています。

【沼田地域】

哺乳類では、天然記念物に指定されているカモシカやヤマネ、また、群馬県のレッドリストに記載されているカヤネズミやカワネズミが生息しています。両生類では、本市が生息の南限にあたるトウホクサンショウウオやクロサンショウウオが生息しており、昆虫類のゴマシジミやクモ類のコガネグモなどのレッドリストが生息しています。

【白沢地域】

動物生態系は、沼田地域とほぼ同様となっていますが、チョウ目・チョウに関しては5科47種が生息しています。

【利根地域】

利根地域は、沼田・白沢地域の動物分布に加え、哺乳類ではホンドオコジョ、テン、ニホンイタチ、ムササビ、鳥類では、イヌワシ、ハヤブサなど、群馬県レッドデータブックに記載されている種が生息しており、最も動物が多く生息している地域です。

出典等：沼田市環境基本計画（H22.3）、群馬県HP「暮らし・環境」自然環境・レッドリストより

【動物のレッドリスト*】

群馬県が、絶滅のおそれのある野生生物の生息状況の調査結果をまとめた「群馬の絶滅のおそれのある野生生物リスト（群馬の動物レッドリスト*）」（群馬県、2012年）によると、県内で生息が確認されている野生動物（脊椎動物・無脊椎動物の一部）を対象に評価区分を行い、次の529種が群馬の動物レッドリストに掲げられています。

群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 動物（群馬県の動物レッドリスト 2012年改訂版）

県区分	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	掲載なし	計（掲載なしを除く）
県種数	9	—	85	90	136	209	139	529
哺乳類			3	1	9	13	1	26
鳥類			15	5	14	52		86
爬虫類				2	3	1		6
両生類			1	5	2	2	2	10
魚類	7		4	5	6	4	5	26
昆虫類	1		38	53	83	125	104	300
クモ類					4	6	11	10
甲殻類					4	1	3	5
陸・淡水産貝類	1		24	15	10	5	9	55
その他動物				4	1		4	5
利根沼田地域	1		36	44	96	100		277

（注）[その他動物]はヒドロムシ類・ウズムシ類・コケムシ類です。

出典等：群馬県HP「暮らし・環境」自然環境・レッドリスト、群馬県立自然史博物館HP「レッドデータブック」より
野生動物の絶滅又は絶滅のおそれの理由として、開発行為が最も多く、次いで除草や落ち葉の撤去・河川管理などによる生息環境の急激な変化（自然災害も含む）があげられています。また、伐採・植林、農薬等汚染、永年にわたって人により管理されてきた農地や里山が放置されることによる管理放棄などが指摘されています。

(2) 生活環境

① 大気環境

ア 大気汚染物質

(観測地点：西倉内町沼田小学校)

大気汚染による健康被害の防止の観点から、市内では県の一般大気観測地点が西倉内町沼田小学校に設置され、大気環境の測定を行っています。

本市における大気汚染物質は、一般的に良好な状態で推移しています。過去10年間、二酸化硫黄* (SO₂)、二酸化窒素* (NO₂)、浮遊粒子状物質* (SPM) は環境基準*を満たし、改善や横ばい状況で推移するなど、良好な状態となっています。

また、平成21年度(2009年度)より観測が実施された光化学オキシダント* (O_x) については、関東地方全域でも同様の傾向となっていますが、毎年、環境基準値を超えた時間があるなど、環境基準を上回っていました。

イ 自動車排気ガス

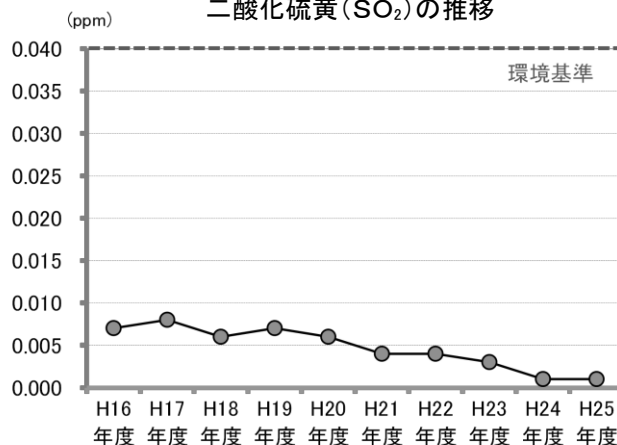
(観測地点：東原新町国道120号沿い)

県では、自動車排気ガスによる大気環境の監視のために測定局を設置し、一酸化炭素*、窒素酸化物、非メタン炭化水素、浮遊粒子状物質などの測定を実施しています。

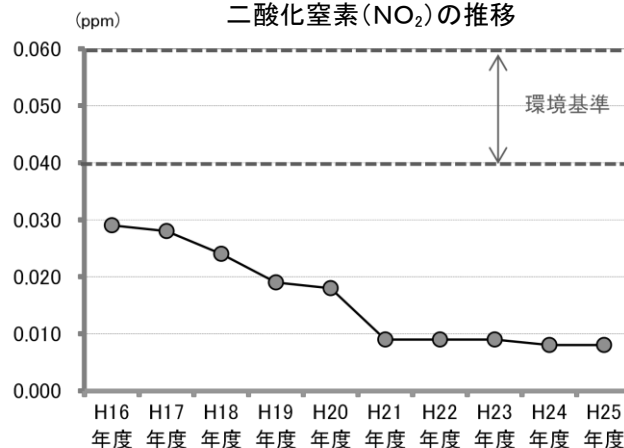
市内では、自動車排気ガス測定地点が東原新町国道120号沿いに設置され、常時測定を行ってきました

が、測定局の適正配置や測定項目の再検討などに伴い、平成21年度以降は固定局としての測定を行っていません。過去の測定結果では、一酸化炭素は、環境基準を大きく下回り良好な状態で維持されているほか、二酸化窒素も環境基準内で推移していました。

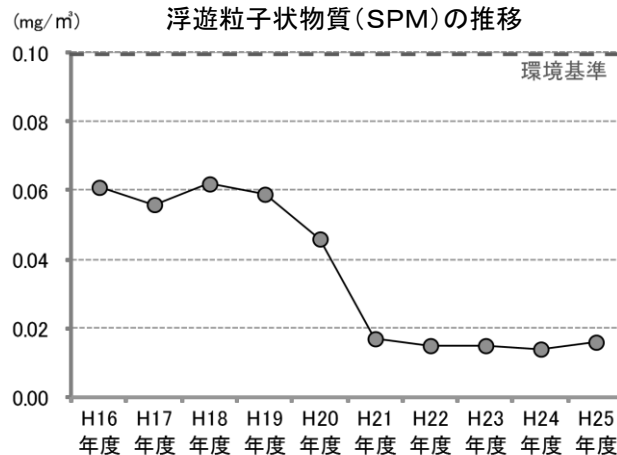
二酸化硫黄(SO₂)の推移



二酸化窒素(NO₂)の推移



浮遊粒子状物質(SPM)の推移



出典等:群馬県環境白書より

ウ PM2.5（微小粒子状物質）

微小粒子状物質は、浮遊粒子状物質*よりさらに細かく、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子です。粒子が細かいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺ガンや呼吸器系への影響だけでなく、循環器系への影響も懸念されています。このため、類似項目の浮遊粒子状物質と比較して非常に厳しい環境基準値が平成21年度（2009年度）から設けられました。

県内では、平成22年度（2010年度）に環境省の事業として前橋局に測定装置が設置され、平成23年度（2011年度）から本格稼働しています。平成24年（2012年）12月には、新たに沼田局と太田局に測定装置を設置し、平成26年度（2014年度）現在では県内9か所（高崎市が設置した1か所を含む）で測定を行っています。

平成25年度（2013年度）の測定結果では、年平均値で前橋局・太田局で環境基準*（年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を超過しましたが、沼田局では環境基準を下回っています。

※他の局は有効測定期間が短く、環境基準判断対象外

出典等：群馬県環境白書より

PM2.5の日平均値が環境基準の1日平均値を上回った月別日数（沼田局）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H24年度	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	1
H25年度	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
H26年度	3	5	4	0	0	0	0	0	0	0		

※H24年度の4月～11月は測定をしていない。H27年2月以降分は、H27年3月17日時点で集計結果が未公表です。

出典等：群馬県微小粒子状物質（PM2.5）測定結果（沼田局）より



沼田局（沼田小学校校庭）

エ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取されると人の健康に影響を与えるおそれのある物質で大気汚染の原因となるもののことで、現在該当する可能性があるとされている物質は248物質あります。その中で、人の健康被害にかかわるおそれがある程度高い物質は優先取組物質とされています。

県では優先取組物質（21項目）について、県内5地点（伊勢崎市、沼田市、渋川市、安中市、太田市）で調査を実施しています。

市内の沼田小学校での有害大気汚染物質の測定結果は、次のようになっており、環境基準値や指針値が定められている物質については、いずれも基準値や指針値を下回っています。

有害大気汚染物質測定結果（沼田市立沼田小学校）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定対象物質	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準値(年平均値)
アクリロニトリル		0.029	0.051	0.033	0.062	0.046	0.013	2(指針値)
アセトアルデヒド		1.4	1.1	1.7	1.1	1.3	2.4	
塩化ビニルモノマー		0.01	0.015	0.016	0.011	0.013	0.02	10(指針値)
塩化メチル					1.2	1.2	1.3	
クロム及びその化合物		0.0027	0.0029	0.0016	2.3	0.0052	0.0033	
クロホルム		0.23	0.22	0.099	0.12	0.12	0.16	18(指針値)
酸化エチレン		0.064	0.099	0.076	0.12	0.1	0.053	
1,2-ジクロロエタン		0.089	0.1	0.12	0.17	0.13	0.18	1.6(指針値)
ジクロロメタン		1.1	0.88	0.78	0.76	1.5	1.3	150
水銀及びその化合物		0.0019	0.0018	0.002	0.0022	0.0024	0.0023	0.04(指針値)※1
テトラクロロエチレン		0.15	0.068	0.063	0.099	0.14	0.15	200
トリクロロエチレン		0.35	0.23	0.25	0.32	1.5	0.64	200
トルエン					3.1	8.7	6	
ニッケル化合物		0.0014	0.0014	0.0012	0.0016	0.0019	0.0022	0.025(指針値)※2
ヒ素及びその化合物		0.0012	0.001	0.0011	0.0012	0.0011	0.0018	0.006(指針値)※3
1,3-ブタジエン		0.053	0.065	0.035	0.052	0.12	0.048	2.5(指針値)
ベリリウム及びその化合物		0.00002	0.000031	0.000012	0.000013	0.000036	0.000022	
ベンゼン		0.83	0.86	0.95	0.65	0.88	0.96	3
ベンゾ[a]ピレン		0.00026	0.00011	0.00014	0.00021	0.00011	0.00015	
ホルムアルデヒド		2.1	1.5	2.6	2.4	2.3	3.7	
マンガン及びその化合物		0.019	0.030	0.011	0.017	0.00046	0.024	

(注)測定方法は環境省の「有害大気汚染物質測定法マニュアル」による

※1：水銀としての濃度

※2：ニッケルとしての濃度

※3：ヒ素としての濃度

出典等：群馬県環境白書（各年度版）より

② 水環境

ア 河川水質

市内を流れる河川では、利根川とその支流の片品川に環境基準*の類型が当てはめられています。利根川では月夜野橋付近でA類型となっています。片品川は、平成22年度（2010年度）から二恵橋付近がAA類型*と最も高い環境基準が設定されています。

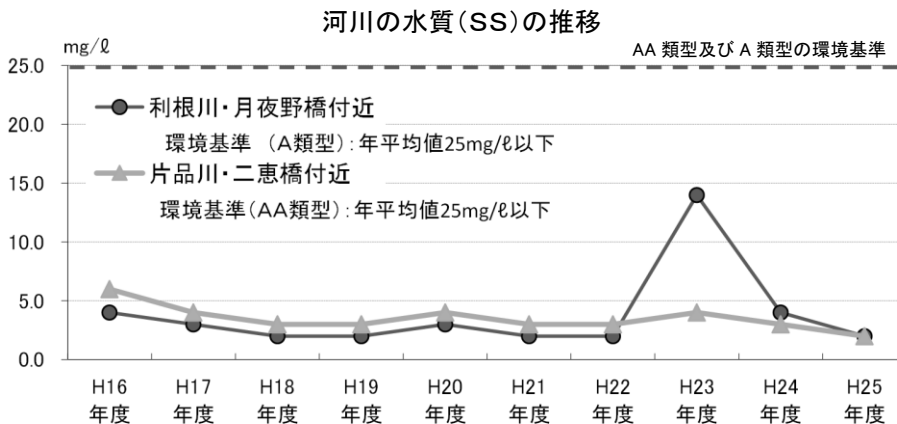
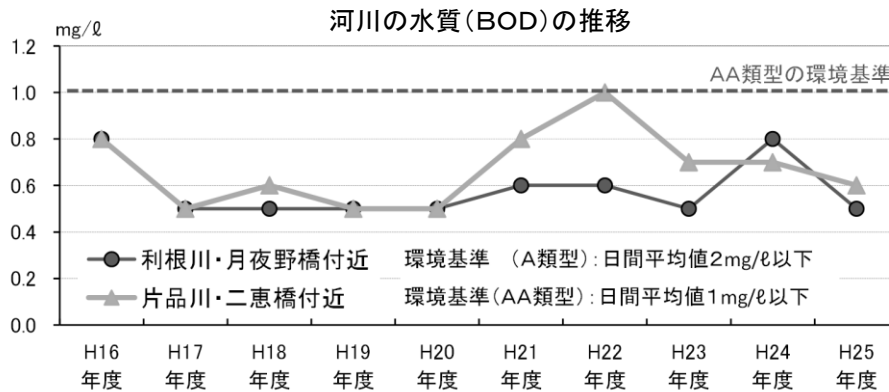
【片品川…二恵橋付近：AA類型（平成21年度まではA類型）】

過去10年間では、BOD*（生物化学的酸素要求量）、SS*（浮遊物質）ともに環境基準を下回っており、良好な状態と言えます。

しかし、大腸菌群数*については、平成18年度（2006年度）までは環境基準値を超えていましたが、平成19・20年度は環境基準値以下となり、改善傾向となりました。平成22年度に片品川での環境基準が最も厳しいAA類型に変更になったため、現状では、環境基準値を上回っている状況となっています。

【利根川…月夜野橋付近：A類型 ※みなかみ町】

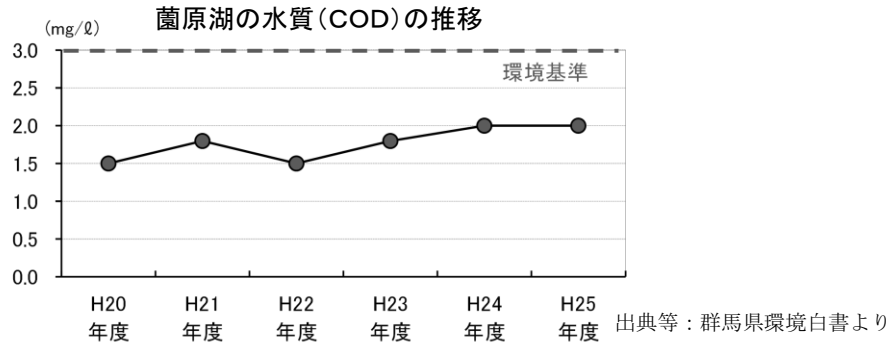
本市を流れる利根川は、環境基準がA類型に設定されています。BOD、SSともに環境基準を大きく下回っており、良好な状態と言えます。大腸菌群数については、概ね環境基準値前後で推移しており、平成18年度からは環境基準を下回っています。



出典等：群馬県環境白書より

イ 湖沼水質

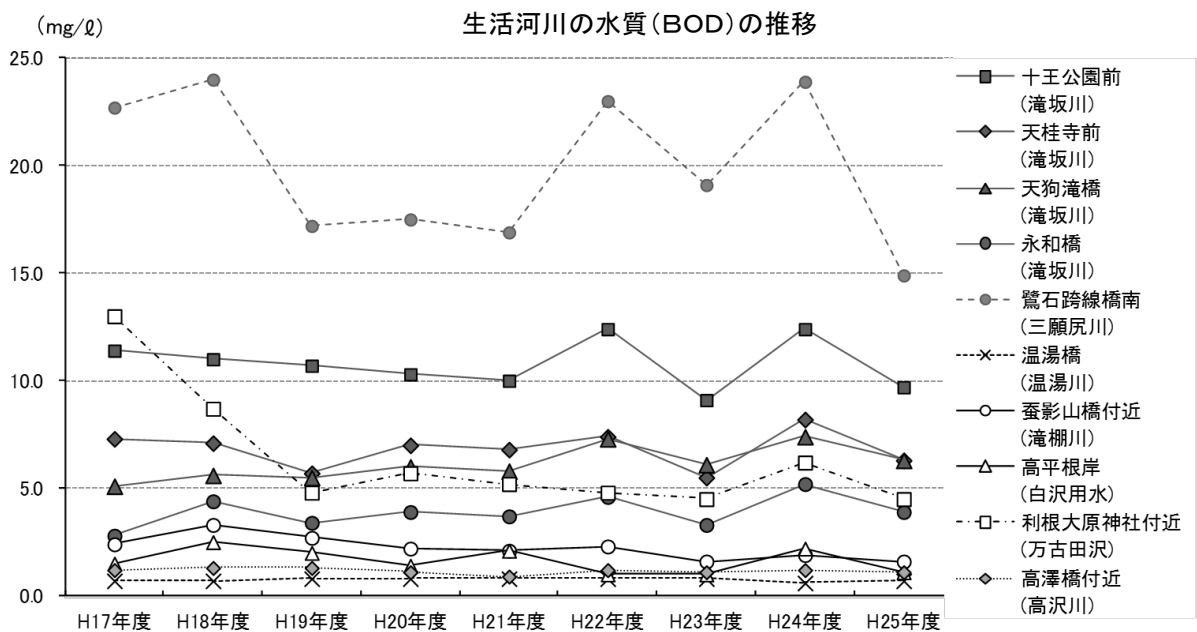
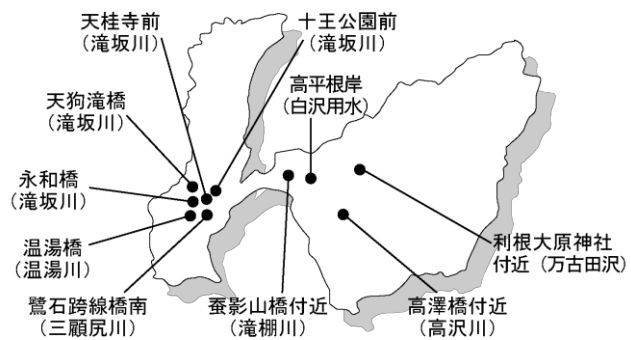
閉鎖性水域としての菌原湖の水質については、県では、水質調査を実施し水質汚濁等を監視しています。菌原湖の水質COD（化学的酸素要求量）は、環境基準*を下回っています。



ウ 生活河川

滝坂川や温湯川などの生活河川や用水路の水質については、市では毎年、水質調査を実施し、水質の監視を行っています。なお、これらの河川や用水路については、環境基準の設定水域とはなっていません。

市内を流れる滝坂川を中心とする生活河川のBOD*（生物化学的酸素要求量）は、全体的には横ばい状況にありますが、市街地を流れた流末の三願尻などの調査地点では、まだ高い傾向にあります。



出典等：沼田市統計書、沼田市環境課資料より

③ 騒音

ア 環境騒音

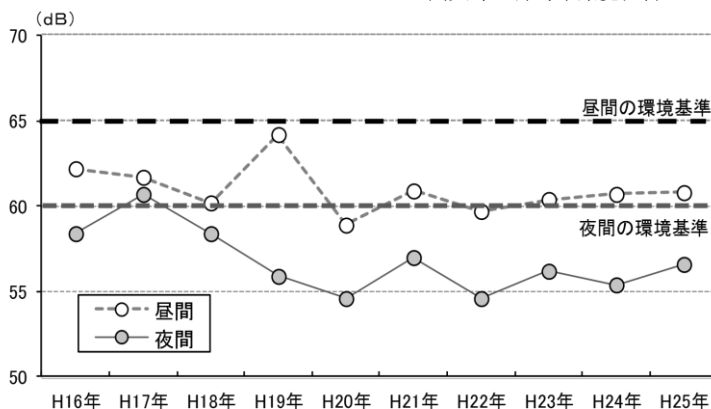
環境騒音*については、現在、騒音に係る環境基準*は等価騒音レベルをもって評価しています。

注 等価騒音レベル：ある時間範囲 T について、変動する騒音レベルをエネルギー的に平均値として表したものの。時間的に変動する騒音のある時間範囲 T における等価騒音レベルはその騒音の時間範囲 T における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当します。単位はデシベル (dB)

市内の西倉内町東庁舎前で環境騒音調査の調査を継続して実施しています。昼間測定については、最近10年間では、環境基準を下回っています。夜間については、平成17年(2005年)に環境基準を上回りましたが、その後、環境基準を下回っています

環境騒音調査結果 (市役所東庁舎前、毎年10月調)

出典等：群馬県環境白書より



イ 自動車騒音*

自動車騒音の実態を把握するために、市内では、岩本町地内の国道17号で自動車騒音を調査しています。

自動車騒音については、改善傾向が見られましたが、最近5年間では、ほぼ横ばい状態で推移して

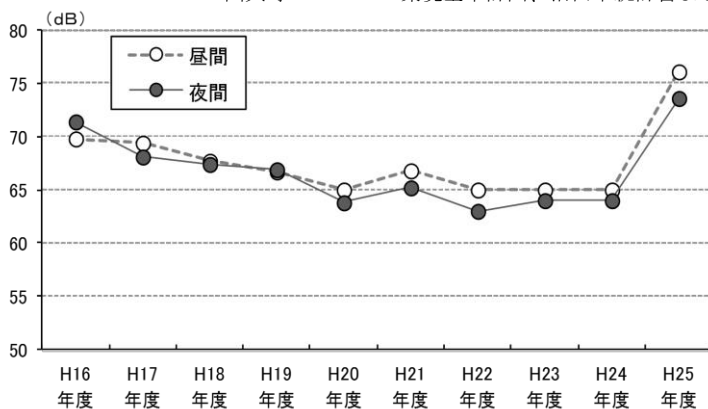
きました。しかし、平成25年度(2013年度)は上昇しました。

一般道路及び自動車道における沿線地域の騒音の状況を把握するため、市で自動車騒音測定を行っています。

平成25年度の自動車騒音の面的評価結果は、一般国道120号沿線(2地区)及び関越自動車道沿線(2地区)の計4地区で監視と評価を行っています。評価の結果、一般国道120号沿線の1地区では昼間の環境基準を上回っていました。また関越自動車道沿線の1地区で昼間及び夜間の環境基準を上回っていました。

自動車騒音調査結果 (岩本町国道17号線、毎年3月調)

出典等：H15~H20 環境基本計画、沼田市統計書より



④ 悪臭

市内の悪臭苦情は、大気に関する公害苦情に次いで多く見られますが、最近10年間では、平成17年度（2005年度）の10件を最高に、平成19年度（2007年度）以降は2～5件となっています。

「悪臭防止法」では、事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことによって、生活環境を保全し、県民の健康を保護することを目的としています。規制の方法として、アンモニア等の特定の22物質を対象とした物質濃度規制と、複合臭や未規制物質にも対応できる臭気指数規制の2種類があり、そのいずれかにより、悪臭の排出等が規制されています。それぞれの規制値は、地域の実情を考慮して地域ごとに定められています。

悪臭に関する苦情は、物質濃度規制では解決できない事例や、規制地域外での事例が多い状況です。そのため、県では全市町村で臭気指数による規制を行うことを基本方針に調整を行ってきました。沼田市は臭気指数規制を導入しています。

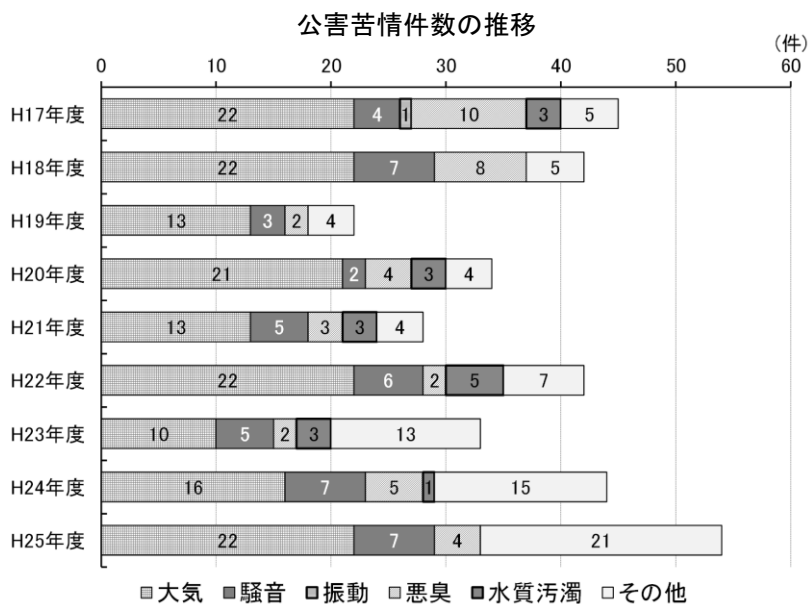
また、県内の畜産経営に関する苦情の約6割が悪臭関連であり、畜産業の健全な発展のためには、家畜排せつ物臭気対策、バイオマス*利活用推進、畜産臭気低減技術の開発など、悪臭防止対策が重要です。

出典等：群馬県環境白書より

⑤ 公害苦情

公害苦情件数は平成19年度（2007年度）から軽微な苦情は調査対象外となりました。そのため、対象件数上は平成19年度にほぼ半減しましたが、平成23年度（2011年度）以降は大気、その他の件数が増え、増加傾向となっています。

主な公害苦情項目は、大気に関するものが毎年多く、次いで、騒音や悪臭、その他に関するものとなっています。



出典等：沼田市統計書、沼田市環境課資料より

⑥ 放射性物質による環境汚染への対応

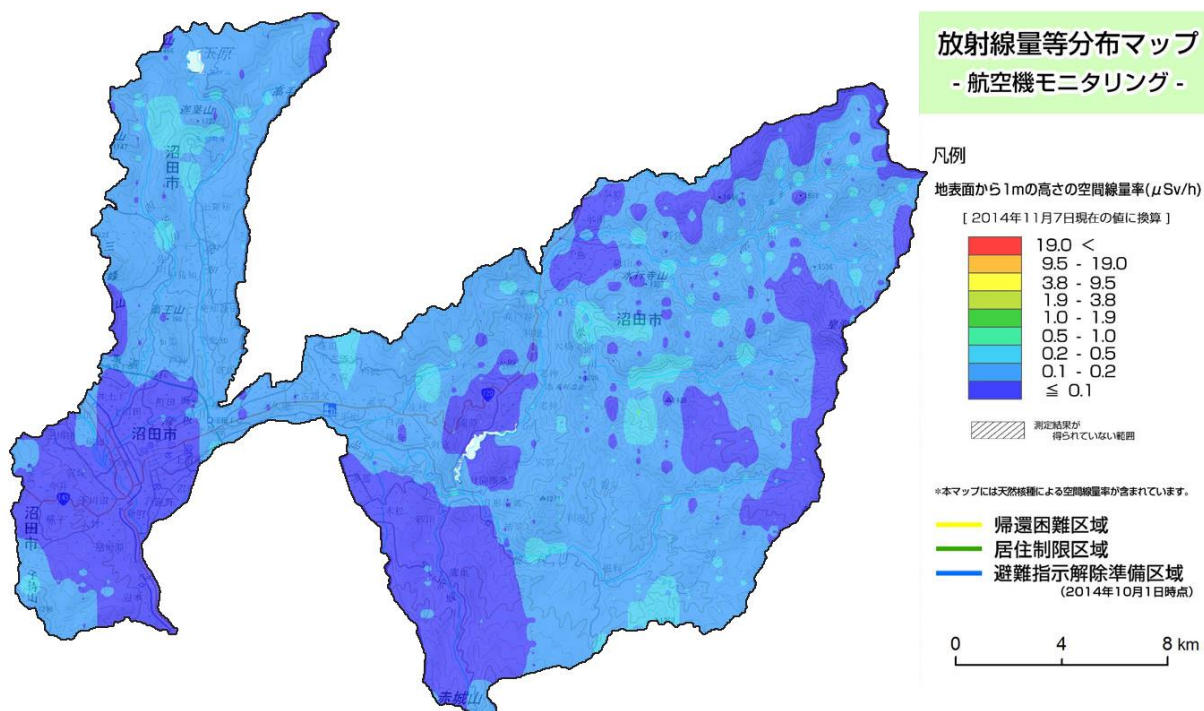
平成23年（2011年）3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故により、市域も放射性物質による環境汚染の影響を受け、同年12月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に関する特別措置法」に基づく汚染状況重点調査地域に指定されました。

この指定により、平成24年（2012年）4月には「沼田市除染実施計画」を策定し、平均空間放射線量が基準値である毎時0.23マイクロシーベルト以上の値が測定された施設について、同年8月から学校等子どもの生活空間を最優先として除染作業を実施しており、現在のところ、公共施設、民有地、道路など生活圏域の除染作業は完了しています。

市内の放射線量は、平成24年3月から4月、平成25年（2013年）9月の二度にわたり実施した市内約3,400箇所の空間放射線量測定の結果、1回目の調査で確認された131地点の基準値以上の地点が、2回目の調査では13地点に減少していることが確認されており、この13地点は、すべて山間地となっています。この結果は、放射性物質の物理的・自然要因による減衰と市が実施した除染作業の結果と考えられます。

市では、今後、定期的なモニタリングを実施し、新たに除染作業の実施が必要と判断される施設等が確認された場合は、詳細な調査に基づき必要な措置を講じていきます。

放射線量等分布マップ(平成26年11月7日時点)



出典等：放射線量等分布マップ拡大サイトより

(3) 廃棄物処理への対応

① ごみの減量化と資源化

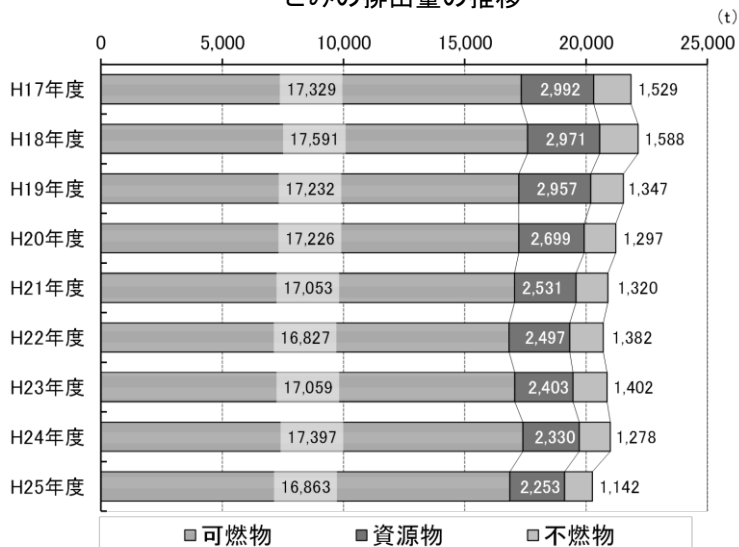
ア ごみの排出状況

ごみの排出量は、増加傾向にあったものの、平成18年（2006年度）以降は全体として減少傾向にあります。平成23年度・24年度はやや増加しましたが、平成25年度（2013年度）では20,258tとなっています。

平成25年度は平成17年度（2005年度）と比べ、

可燃ごみは466t、不燃ごみは387t減少、資源物は739tの減少となっています。なお、平成25年度（2013年度）におけるは市民一人一日当たりのごみの排出量は1,114gで、県平均の1,050g及び全国平均の958gを上回っています。

ごみの排出量の推移



※出典等：沼田市環境課資料より

一人一日当たりのごみの排出量 (単位:g/人・日)

年度	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
沼田市	1,085	1,109	1,082	1,072	1,158	1,149	1,166	1,145	1,114
県	1,155	1,177	1,153	1,129	1,096	1,078	1,076	1,059	1,050
全国	1,131	1,115	1,089	1,033	994	976	975	963	958

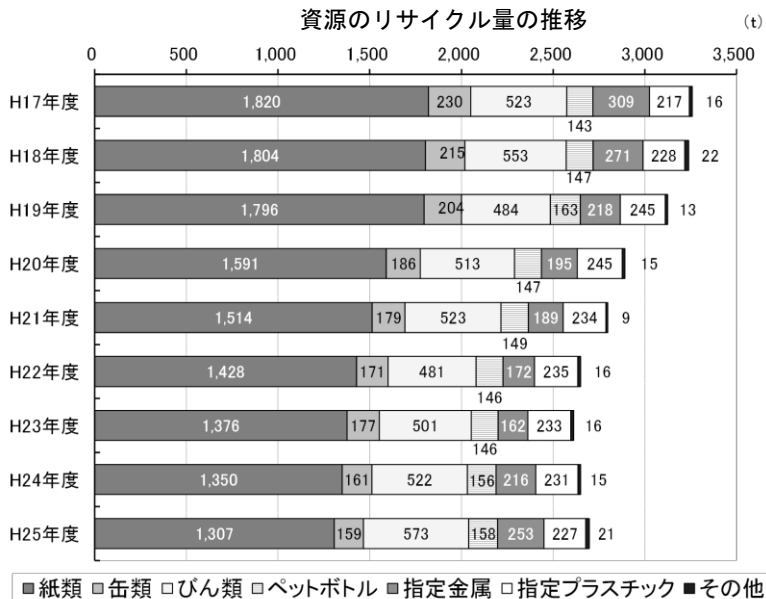
出典等：H17～H20年度の市の排出量は沼田市環境課資料、H21～H24年度市の排出量は群馬県HPより
県及び全国のごみ排出量は県資料、「群馬県の廃棄物」より

イ 資源のリサイクル状況

リサイクル（再生利用）は、平成25年度2,698tで、平成17年度の3,258.1tに比べ、約17%減少しています。

資源のリサイクル量の半分以上を占める紙類の減量に伴い減少傾向にあります。ここ数年はペットボトルやびん類、指定プラスチックなどの増量により、横ばいまたは増加傾向となっています。

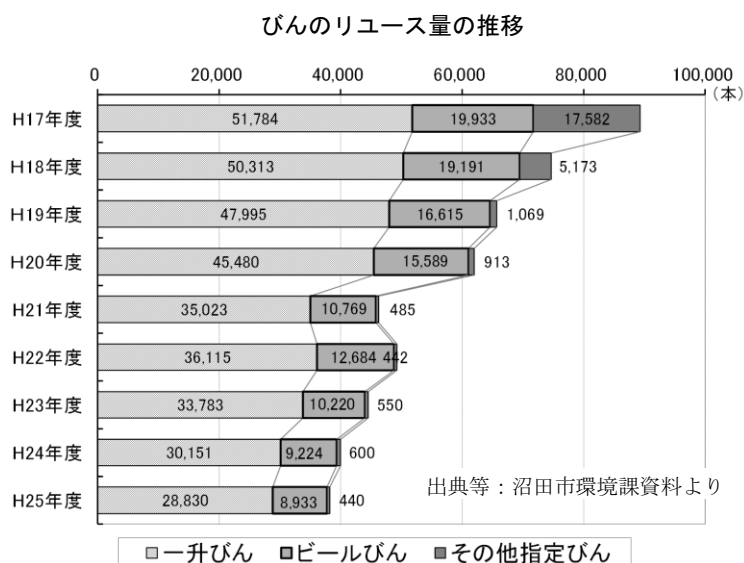
資源のリサイクル量の推移



出典等：沼田市環境課資料より

ウ リユース状況

市では、びんのリユース（再使用）を進めてきました。リユース（再使用）は、平成25年度（2013年度）38,203本で、平成17年度（2005年度）の89,299本に比べて半分以上となっています。国内ではびんの使用量が減少しており、びんのリユース状況は減少傾向となっています。



② ごみ処理

本市の廃棄物処理は、本庁管内及び白沢町管内は沼田市外二箇村清掃施設組合、利根町管内は利根東部衛生施設組合に属しており、二つの組合で行われています。

二つの組合での分別区分や排出方法は異なっており、合併に伴う処理の効率性、経済性を最大限引き出すために、サービス水準などの共通化を進めています。

収集された廃棄物は二組合と連携し、それらの施設を活用しながら、ごみ処理の効率化・合理化を進めてきています。中間処理として燃やせるごみは、基本的には本庁・白沢町管内のごみは白岩町にある清掃工場で、利根町管内のごみは尾瀬クリーンセンターで、それぞれ焼却処理をしています。

燃やせないごみや粗大ごみの処理、資源の選別・保管と併せて、市民の情報交換・リサイクル活動の拠点として尾瀬クリーンセンターリサイクルプラザを活用しています。また、新たなリサイクルセンター整備の検討や民間のリサイクルルートの活用など、資源化事業の活性化や拡充を図っていくことにしています。

搬入された資源は、施設（沼田市有価値物再資源化センター（平成6年1月稼働）、尾瀬クリーンセンター（平成11年4月稼働））において、破碎・選別・圧縮などを行い資源化しています。最終処分は、沼田市一般廃棄物処分場（上川田町、平成2年4月稼働、終了平成28年3月予定）と利根東部衛生施設組合一般廃棄物処分場（利根町利根、平成12年4月稼働）で埋め立て処理しています。埋め立て処分残容量が低下してきており、その延命化に向け、ごみの減量・減容化、焼却残渣の有効利用、最終処分場の整備の検討などが課題となっています。

こうした廃棄物の適正な処理と併せて、環境美化の推進や不法投棄対策、災害時廃棄物対策の検討、ごみの広域処理の推進、中間処理施設の熱エネルギーの有効利用など、循環型社会*形成に向けた総合的な取り組みの推進が求められています。

出典等：一般廃棄物処理実施計画（H24.4）、他より

(4) 地球温暖化問題への対応

① 地球温暖化問題

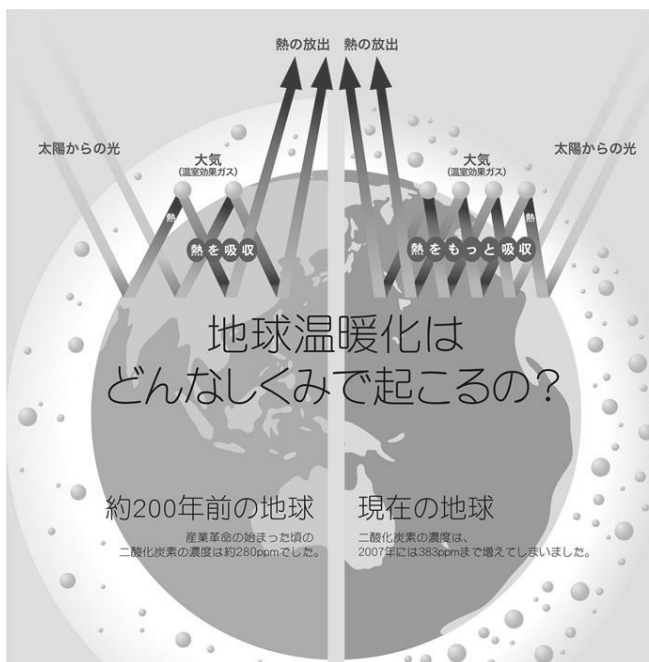
現在、地球の平均気温は1.4℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガス*がなければ、マイナス1.9℃くらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。産業革命以降、科学技術の急速な発展により、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これを地球温暖化と言います。

I P C C* (気候変動に関する政府間パネル) の第5次評価報告書(2013年)では、地球温暖化は疑う余地はなく、20世紀半ば以降の温暖化の原因は人間活動による可能性が極めて高いとしています。

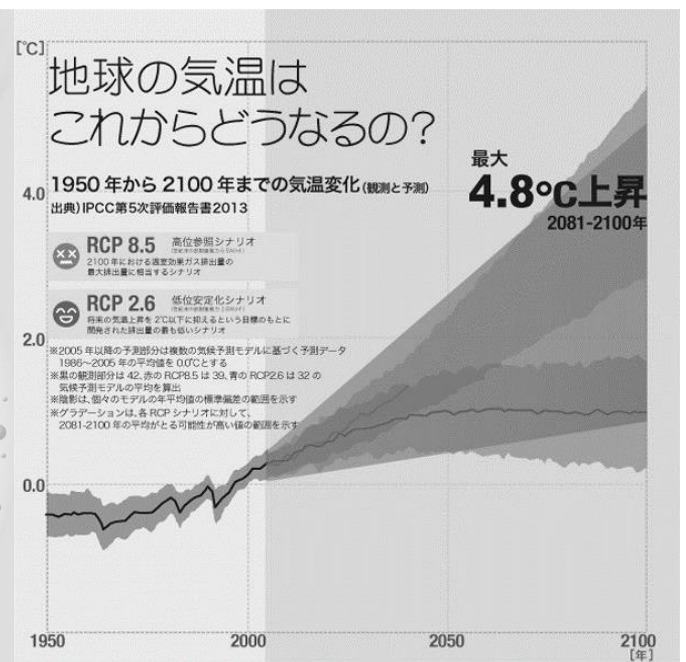
同報告書では、1986～2005年を基準とした21世紀末(2081～2100年)における世界平均地上気温の変化は温室効果ガス排出量が最大となるR C P* 8.5シナリオの場合で2.6～4.8℃の範囲に上昇する可能性が高いとしています。また、ここ数十年、気候変動の影響が全大陸と海洋において自然生態系及び人間社会に次のような影響を与えているとされています。

- 水資源への影響(水量や水質)
- 陸域、淡水、海洋生物の生息域の変化など
- 農作物への影響

熱波や干ばつ、洪水、台風、山火事など、近年の気象と気候の極端な現象による影響は、生態系や人類に対して著しい被害を受ける恐れや被害を与えているとしています。



出典等：地球温暖化のメカニズム
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
 (<http://www.jccca.org/>) より

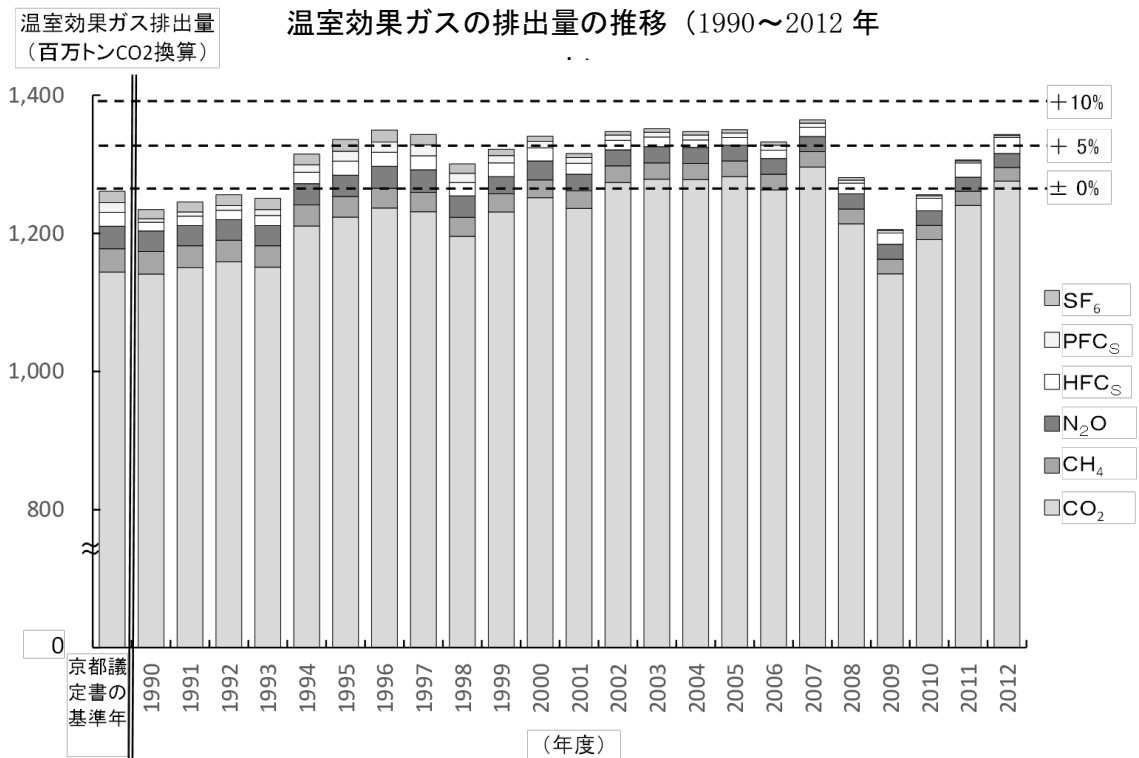


出典等：地球温暖化のメカニズム
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
 (<http://www.jccca.org/>) より

【日本国内の温室効果ガス排出量】

平成24年度（2012年度）の温室効果ガス*排出量は13億4千300万トンで、平成2年度比（1990年度比）では6.5%増加しています。排出量の約95%は二酸化炭素が占めています。また、エネルギー起源の二酸化炭素は12億800万トンで全排出量の約90%を占めています。

平成20年度（2008年度）後半の金融危機の影響に伴い総排出量が減少しましたが、平成22年度（2010年度）以降の景気回復及び東日本大震災を契機とした火力発電の増加により、総排出量は連続して増加しています。



京都議定書*の第一約束期間中（2008～2012年）の日本における5カ年平均の総排出量（実際の総排出量）は12億7,800万トンと、1990年（基準年）と比べ1.4%増加しています。

しかし、第一約束期間の目標達成に向けて算入可能な森林などの吸収源及び京都メカニズムクレジット*を加味すると、5カ年平均で1990年比8.4%減になり、京都議定書の目標（1990年比6%削減）の達成が見込まれています。

② 沼田市の温室効果ガス*の排出状況

平成24年度(2012年度)の本市の温室効果ガス排出量は505,531 t-CO₂で、本計画の基準年である平成19年度(2007年度)の排出量549,835 t-CO₂と比べ、温室効果ガス44,305 t-CO₂、率にして8.1%減少しています。この排出量は、本計画の個別計画として策定されたエコの実プラン「沼田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の短期目標の削減目標を下回っています。

エネルギー起源の排出量及びエネルギー起源以外の排出量は、それぞれ平成19年度と比べ9.3%、3.8%の減少となっています。

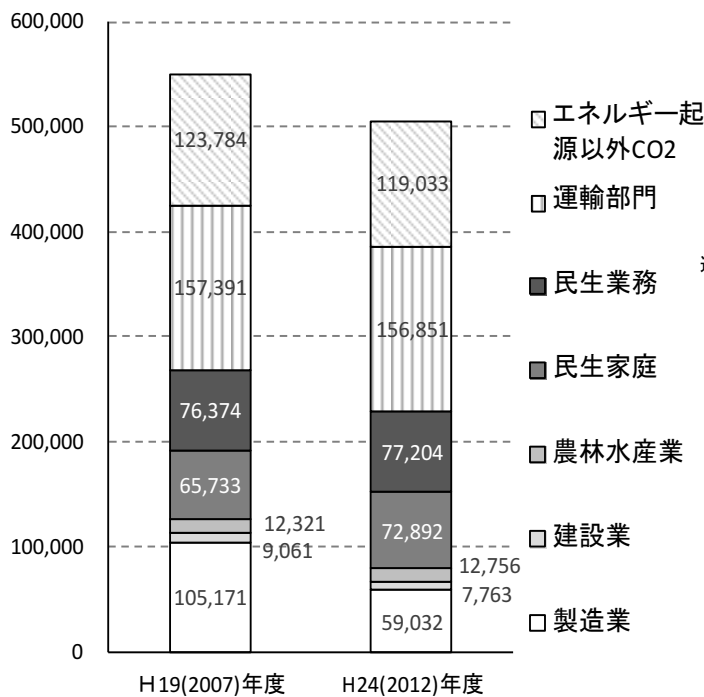
エネルギー起源の温室効果ガス排出量は、386,497 t-CO₂で全排出量の約77%を占めています。その内訳は産業部門約21%、民生部門約39%、運輸部門約41%で、排出量が最も多い部門は運輸部門となっています。平成19年度に比べ、製造業など産業部門では約37%減少していますが、家庭や業務などの民生部門は約6%の増加となっています。なお、運輸部門は若干の減少となっています。

本市の温室効果ガス排出量の推移(算出結果)(単位:t-CO₂)

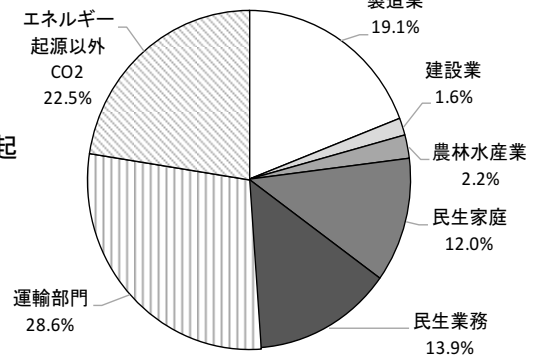
	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2012年度)	平成19年度→平成24年度	
			増減量	増減率
エネルギー起源	426,051	386,497	-39,554	-9.3%
エネルギー起源以外	123,784	119,033	-4,751	-3.8%
温室効果ガス排出量	549,835	505,531	-44,305	-8.1%

※メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンとは二酸化炭素換算

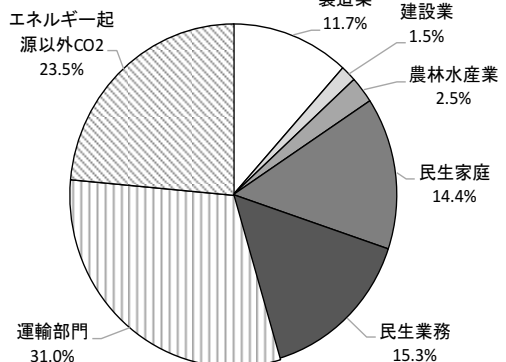
温室効果ガスの排出量の推移(H19年度→H24年)



部門別排出割合 2007(H19)年度



部門別排出割合 2012(H24)年度



出典等：改訂沼田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) -改訂エコの実プラン-より

③ エネルギー消費状況

【電気】

県全体の電灯・電力の総消費量は右図のようになっています。総消費量は平成20年（2008年）までは年々増加してきましたが、平成21年（2009年）及び平成23年（2011年）に大きく低下し、平成20年比でそれぞれ約9%の減少となっています。

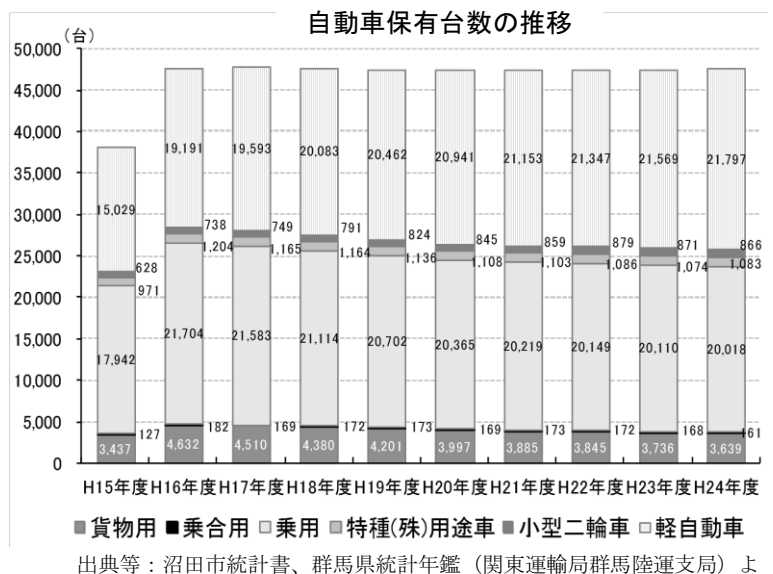
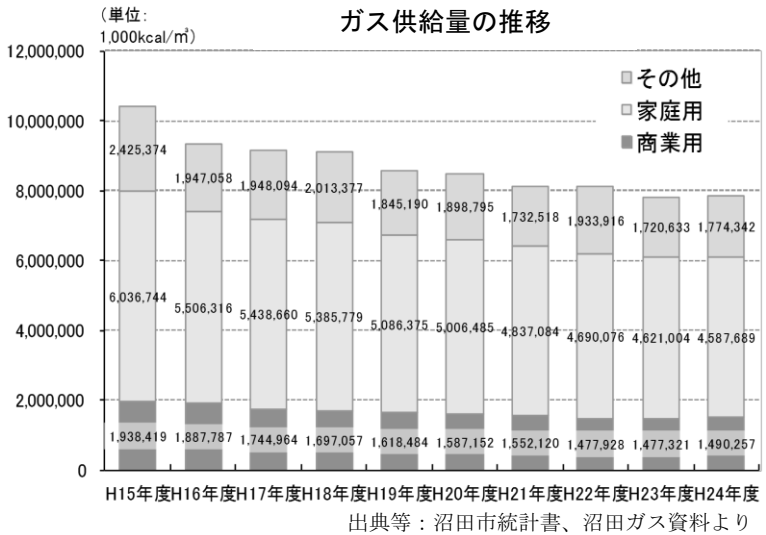
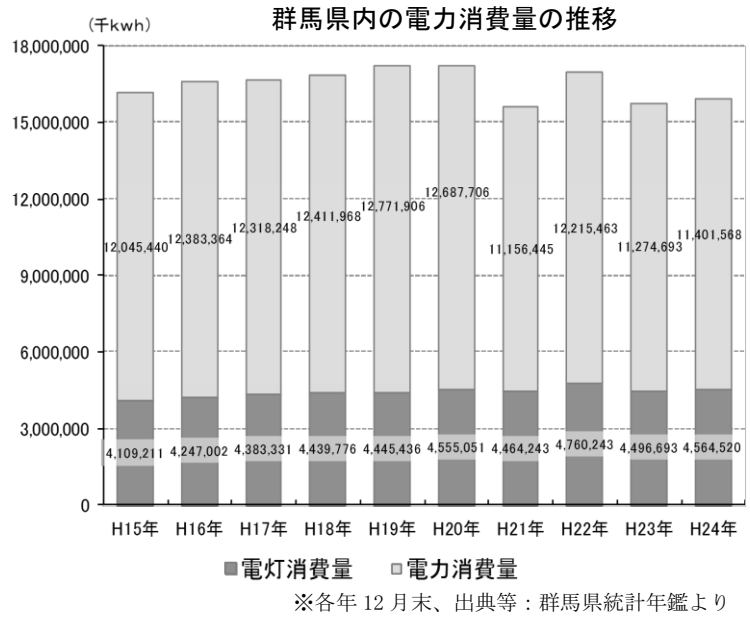
平成21年は、平成20年8月のリーマンショックによる産業・経済活動の低下に伴う電力消費量の減少、平成23年は、3月11日に発生した東日本震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故による電力不足と節電対策による電力消費量の減少があげられます。

【ガス】

沼田市内のガス供給量は、最近の10年間では減少傾向にあり、平成24年（2012年）は平成15年（2003年）比で約25%の減少となっています。

【自動車保有台数】

ガソリン等の消費に係る市内の自動車保有台数は、平成17年度（2005年度）以降、総数はほぼ横ばい状況ですが、貨物用自動車及び乗用車数は減少、軽自動車や小型二輪車は増加傾向となっています。



④ 自然エネルギー*（再生可能エネルギー）の利用状況

市では、地球温暖化対策として、低炭素社会*づくりの推進に向けて、環境負荷の少ないクリーンエネルギーである太陽光の活用を推進するため、平成21年度（2009年度）より住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助金など、再生可能エネルギーの普及に向けた取り組みを推進しています。また、平成22年度（2010年度）に市の1施設に4.3kwの設備を導入しました。

市の住宅用太陽光発電システム設置補助の状況

年度	補助件数(件)	出力合計(kw)	累積件数(件)	累積出力(kw)
平成21年度	57	220.88	57	220.88
平成22年度	45	181.53	102	402.41
平成23年度	108	468.27	210	871.68
平成24年度	171	755.82	381	1,627.50
平成25年度	142	693.28	523	2,320.78

出典等：沼田市環境課資料より

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及を図るため住宅用太陽熱利用システムを設置に係る費用の一部を補助しています。

市の住宅用太陽熱利用システム設置補助の状況

年度	補助件数(件)	累積件数(件)
平成21年度	6	6
平成22年度	10	16
平成23年度	14	30
平成24年度	11	41
平成25年度	10	51

出典等：沼田市環境課資料より

平成26年度（2014年度）からは低炭素社会づくりの一環として、市が所有する土地を有効に活用し、再生可能エネルギーの更なる普及促進を図るとともに、地域経済の活性化に資することを目的として、大規模太陽光発電事業を土地貸し方式により実施することとしました。

こうした取り組みと併せて、低炭素社会づくりの推進に向けて、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの活用を進めていくために、平成24年度（2012年度）に「沼田市自然エネルギー研究会」を設置し、公募市民と市職員の協働で、自然エネルギーの特性の把握や情報収集・分析等を行ってきています。

研究会の報告では、本市の地域特性を考慮し自然エネルギーとして、太陽光関連、中小水力関連、バイオマス*関連、地熱関連の活用が考えられるとしています。

⑤ 市の地球温暖化対策の取り組み

市では、環境基本計画及びエコの実プランを進めていくために、これらの計画の普及・啓発をはじめ、沼田市地球温暖化対策協議会の設立をはじめ、自然エネルギー*活用の検討と推進、電気自動車用急速充電器の設置（本庁舎、望郷の湯・しゃくなげの湯）などを進めています。

また、地球温暖化対策の取り組みとして、緑のカーテン*事業や地球温暖化防止ポスター・標語コンクール、親子エコ料理教室、エコドライブ*講習会、光害星空観察会、地球温暖化問題講演会の開催、環境家計簿*などによる市民・事業者への普及活動を進めています。



地球温暖化ポスター・標語コンクール
作品展示（ポスターの部）



地球温暖化ポスター・標語コンクール
作品展示（標語の部）



緑のカーテンづくり成果写真展示



エコドライブ講習会（座学）



親子エコ料理教室

(5) 環境保全活動

本市では「ぬまた環境ネット*」をはじめ、多くの市民団体が、さまざまな環境保全活動を行っています。

環境の保全は行政だけでできるものでなく、市民・事業者をはじめ、市内で活動を行っているさまざまな市民団体との一層の連携と協働が必要になっています。

【ぬまた環境ネット】

市では、市内で環境活動団体が相互に連携を図り、環境問題への取り組みを活発にしていくために、平成21年（2009年）4月に「ぬまた環境ネット」を設立し、廃食用油のキャンペーンやブナ幼木の移植など、さまざまな取り組みを協働で進めています。

また、市との協働事業として、「環境フォーラムぬまた*」開催を委託し、市民・事業者、市民団体との交流を深めていくなど環境ネットワークづくりを進めています。

【市民活動センター「ホットステーション ぬまたん家」登録活動団体】

市では、市民が行うボランティア活動や地域活動などの市民活動を支援していくために、また、団体間の交流や情報発信を行っていくために、市民活動センター「ホットステーション ぬまたん家」を開設しています。この「ホットステーション ぬまたん家」に登録されている団体のうち、活動分野に「環境保全」が入っている団体や活動内容に環境に関する内容が含まれる団体は平成27年（2015年）2月現在で25団体となっています。

活動分野に「環境保全」が入っている団体、活動内容に環境に関する内容が含まれる団体	団 体 名	
		桜町城堀川緑化会
	沼田市のごみを考える会	桜町区
	沼田市くらしの会	高橋場町区
	大竹農地・水・環境保全会	上原町区民館
	清水町はなみずき	NPO 法人 吹割・滝の会
	利根沼田自然を愛する会	榛名町区
	沼田の水を考える会	西原新町区
	新町区会	坊新田町区
	星の絆実行委員会	沼人会
	さざいし花の会	鍛冶町喜楽会
	利根沼田明るい社会づくりの会	新町ほたる観察会実行委員会
	特定非営利活動法人郷土利根沼田を守る会	
	特定非営利活動法人 利根沼田地域ボランティアセンター	
	群馬県環境アドバイザー利根沼田連絡協議会（※活動内容に記載）	

【県環境サポートセンター等に登録され、活動を行っている団体】

群馬県環境サポートセンター「群馬県エコD o ! 推進団体登録公表制度」に登録されている団体で、活動地域が沼田市及び群馬県内に関係する団体は22団体あります。

また、群馬県利根沼田環境森林事務所の「利根沼田地域の環境・森林保全活動団体」として市民団体9団体、NPO法人5団体、企業・公益法人4団体が登録されています。

2 沼田市環境基本条例

平成15年3月28日

条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条—第15条）

第3章 環境審議会（第16条）

附則

私たちの住む沼田市は、豊かな森林、清らかに澄んだ水・空気など、自然の恵みを受けつつ発展してきたが、近年は都市化の進展や生活様式の変化により、水質汚濁や大気汚染などの都市型・生活型公害や廃棄物問題が顕在化してきている。

また、私たちは、便利さや豊かさを求めるため、大量生産、大量消費などを前提とした社会経済活動を行った結果、自然破壊や生活環境の悪化を招き、地球環境に深刻な影響を与えるようになった。

これらの環境問題を解決するためには、自らの生活様式や活動のあり方を見直し、人間も地球の生態系の一部であることを認識し、自然との共生を目指した循環型社会の構築を推進する必要がある。

そこで私たちは、より良い環境を目指し、人と自然が真にふれあう理想のまちとより良い環境を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、恵豊かな自然が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な社会を構築することができるように行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての者が地域の環境と深くかかわっていることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者が環境への理解を深め、意欲を高めるため、必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とし、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 豊かな自然の保全及び創造により、自然と共生できる地域づくりを行うこと。
- (2) 公害の未然防止、省資源及び省エネルギーの推進、廃棄物の適正処理及び減量化の推進等により、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを行うこと。
- (3) 地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、地球環境の保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。
- (4) 市、市民及び事業者の役割分担と環境保全活動のための組織づくりを行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、次に掲げる事項について、沼田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定める。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、沼田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(報告書)

第10条 市長は、必要に応じて、環境の状況及び保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、公表するものとする。

(調査研究の推進)

第11条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な調査研究の推進に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第12条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視等に努めるものとする。

(市の率先実行)

第13条 市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、環境の保全等に資する行為を率先して実行するものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、国や他の地方公共団体との連携及び市民等との協働により、環境の保全等に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第15条 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、県及び国際機関等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第16条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、沼田市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境保全対策及び被害に関すること。

(2) その他環境の保全等に関し必要な事項に関すること。

3 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者を代表する者

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専門事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

3 沼田市環境審議会運営規則

平成15年3月28日

規則第2号

改正 平成21年3月27日規則第9号

平成23年3月25日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、沼田市環境基本条例（平成15年条例第6号）第16条第6項の規定に基づき、沼田市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 臨時委員は、専門事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、民生部環境生活課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

4 沼田市環境審議会委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	役職等	備考
会長	小林 敏夫	利根沼田自然を愛する会会長	
副会長	木下 啓江	沼田市くらしの会会長	
委員	岡野 行男	市民公募	
委員	佐山 春樹	市民公募	
委員	山田 茂富	沼田市区長会副会長	
委員	松井 富雄	沼田市農業委員会会長	
委員	生方 彰	沼田市商工会議所副会頭	
委員	小林 好	沼田市東部商工会副会長	
委員	宮田 孝雄	沼田市環境保健協議会会長	
委員	佐藤 博久	利根沼田環境森林事務所所長	

5 諮問・答申

(1) 諮問書

沼 環 第 2 1 2 号
平成 2 6 年 1 2 月 5 日

沼田市環境審議会長 様

沼田市長 横山 公一

第 2 次沼田市環境基本計画策定について（諮問）

沼田市環境基本条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、第 2 次沼田市環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

記

本市は、沼田市環境基本条例に基づき、沼田市の豊かな自然環境を保全、創造するとともに、環境負荷を低減する循環型社会構築のため、平成 1 6 年 3 月に「沼田市環境基本計画」を策定、その後平成 1 7 年 2 月の合併や環境問題の急速な進展に対応させるため平成 2 2 年 3 月に見直しを行い、「改訂沼田市環境基本計画」を策定し、環境行政の基本方針として施策を推進してきました。

同計画の計画期間は平成 2 2 年度から平成 2 6 年度までの 5 か年であり、今年度が計画の目標年度となることから、引き続き今後の沼田市における環境負荷の低減及び循環型社会の構築を推進するため、第 2 次沼田市環境基本計画の策定について貴審議会の意見をお聴きしたく、ここに諮問いたします。

(2) 答申書

沼環審第1号
平成27年3月23日

沼田市長 横山公一様

沼田市環境審議会
会長 小林敏夫

第二次沼田市環境基本計画策定について（答申）

平成26年12月5日付け沼環第212号で諮問された第二次沼田市環境基本計画の策定について、この計画が第一次基本計画を踏まえたうえで、時代の変化や要請にもこたえながら更なる環境保全を図り、自然豊かな沼田市の環境をしっかりと次世代のために継承しつつ、地球規模の課題にも対応する計画となるよう慎重に審議した結果、その内容については総体的に妥当であるとの結論に至りましたので、答申いたします。

なお、この計画がより効果的に実施されるよう、下記の意見を付しますので、計画の推進に当たって十分留意されることを望みます。

記

- 1 環境基本計画は、望ましい環境像の実現のため、基本方針ごとに定めた重点施策及び取り組み施策を実施するためのものであるが、様々な環境問題に広く対応すべく総合的な内容となっている。これを着実に実現するためには、重要度の高いものや実現性の容易なものなどの順次性を明らかにし、具体的な達成目標を設定しながら単年度の評価を重ねるなどしながら、積極的な進行管理に取り組まれない。
- 2 この計画の実現のために、市内の有識者やボランティア団体などと連携を図ること、市民協働など民間の力の導入を進めること、また国や県の諸機関との連携なども積極的に図ることなど、幅広く行き渡る環境施策を推進されたい。
- 3 永続的でかつ将来を見据えた環境施策となるよう、学校教育のみならず社会教育領域にも配慮して、より一層環境教育に重点を置き計画の推進を図られたい。

以上

6 用語の解説

【2、3、5】

3R、2R、5R

「3R」は、ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字(R)をとった活動のこと。次の順番で取り組むことにより、ごみを減らす効果がある。

- ・リデュース (Reduce) : ごみの発生抑制
ごみになりそうなものは買う量・使う量ともに減らしていくこと。
- ・リユース (Reuse) : 再使用
使って不要になった製品や部品を再び使うこと。
- ・リサイクル (Recycle) : 再資源化
リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用すること。
「3R」に次の「2R」の内容を加えて、「4R」や「5R」という場合もある。
- ・リフューズ (Refuse)
ごみになるものを買わない、もらわないこと。
- ・リペア (Repair)
修理して長く使うこと。

【A】

A A 類型、A 類型

公共用水域(河川、湖沼など)に関わる水域ごとに定められた水質の環境基準。

内容は、環境基準の項を参照のこと。

【B】

B O D (生物化学的酸素要求量)

水中の汚れが微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、数値が大きいほど水が汚れていることを示す。

B D F (バイオディーゼル燃料)

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油(てんぷら油など)から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称。BDF を使うことにより発生する二酸化炭素は、BDF が二酸化炭素を吸収する植物を原料としているため、二酸化炭素の増加にはならない。

【I】

I P C C (気候変動に関する政府間パネル)

1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された国際機関。各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化などの気候変動に関する科学的な知見、社会的・経済的な影響評価、対策などを検討して得られた見解

を、政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを目的に設置された。気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の頭文字をとってIPCCという。

【P】

P R T R 法

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい大気、水、土壌といった環境中に排出されたか、データを把握・集計し、公表する仕組み。事業所だけでなく、研究・教育機関も対象となる。

【R】

R C P (代表的濃度経路) シナリオ

Representative Concentration Pathways(代表的濃度経路)の略で、放射強制力(地球温暖化を引き起こす効果)をもたらず大気中の温室効果ガス濃度やエアロゾルの量がどのように変化するか(シナリオ)のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が第5次評価報告書で気候変動の予測のため、政策的な温室効果ガスの緩和策を前提として、将来の温室効果ガス安定化レベルとそこに至るまでの経路のうち代表的なものを選んで作られたシナリオで、RCP2.6、4.5、6.0、8.5がある。

RCP2.6: 2100年以前に放射強制力がピークに達し、その後減少する濃度経路(可能な限りの温暖化対策を前提とした低位安定化シナリオ)。

RCP4.5 及び RCP6.0: 2100年以降に放射強制力が安定化する中位・高位安定化シナリオ。

RCP8.5: 放射強制力が2100年までに高位に達しその後もある期間上昇を続ける濃度経路で、緩和策を実施しない前提の高位参照シナリオ。

1986年から2005年の平均を基準とした2081~2100年の世界の平均地上気温は、RCP2.6では0.3~1.7°C、RCP8.5では2.6~4.8°Cの範囲に上昇する可能性が高いと予測されている。

【S】

S S (浮遊物質)

水中に浮遊している直径2mm以下の固形物を示す指標であり、数値が大きいほど水が汚れていることを示す。

【あ】

愛知ターゲット

生物多様性条約 COP10 (2010 年) で締結された名古屋議定書 (ABS 議定書) とともにまとめられた条約の今後 10 年間の活動の方向性を規定する生物多様性条約戦略計画 2011-2020 のこと。生物多様性戦略における 2050 年のビジョン (自然と共生する世界) と 2020 年までに私たちの使命・めざすべきことをまとめた A~E の戦略目標とそれらの実現に向けた 20 の個別目標からなる。(戦略目標は下段参照、目標は省略)

- A 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。
- B 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。
- C 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることで、生物多様性の状況を改善する。
- D 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。
- E 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

アイドリングストップ

自動車を利用する際に、信号待ちなどの停車中に積極的にエンジンを切ることで、二酸化炭素の削減や省エネルギーを図るもの。地球温暖化防止に効果があるとされている。

亜高山帯

植物の垂直分布帯の一つ。低山帯と高山帯の間。本州中部では海拔 1500~2500 メートルぐらい。主に、トウヒ・シラビソ・コメツガなどの高木の針葉樹が生育する。

一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。人体への影響 (頭痛、めまい等) がある。

エコオフィス

簡易包装やマイバッグ運動、リサイクル商品の販売、省エネルギー機器の使用・導入など環境への負荷の低減に積極的に取り組む店舗、事務所のこと。

エコドライブ

急加速や急ブレーキをしないなど、おだやかにアクセルを操作する環境に配慮した運転方法のこと。燃費向上のみならず、排出される二酸化炭素も削減され、温暖化防止に効果がある。

オゾン層の破壊

地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの (UV-B) の大部分を吸収し、生物を守っている。このオゾン層が CFC (クロロフルオロカーボン (いわゆるフロン的一种)) 等の物質により破壊されており、その結果として、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じるおそれがある。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。

【か】

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行う。しかし、どうしても排出されてしまう温室効果ガスについて、他所で行われる温室効果ガスの削減活動 (植林・森林保護など) に投資することで、自所で排出する温室効果ガスを削減したとみなす考え方。

合併処理浄化槽

生活排水のし尿 (トイレ汚水) と雑排水 (台所や風呂、洗濯などからの排水) を併せて処理することができる浄化槽を指している。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽と違い、生活で使った水をきれいな水として自然にかえすことができる。

環境家計簿

日常生活において環境に負荷を与える行動や環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。多くの地方公共団体や消費者団体において作成され、この家計簿を付ける運動が広がっており、自分の家庭がどのくらい温室効果ガスを排出しているのかの目安が把握できる。

環境基準

環境基本法で定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準で、行政上の目標であり、直接工場等を規制するための基準とは異なる。

(参考) 水質汚濁に係る環境基準 (河川)

公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として環境基準が定められています。人の健康の保護に関する環境基準はカドミウムやシアン、鉛などの項目ごとに定められている。

生活環境に係る環境基準は、利用目的(水道や水産、工業用水など)ごとに、AA類型、A類型からE類型の6段階に分けられ、水域ごとに、水素イオン濃度(pH)、生物学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質濃度(SS)、溶存酸素(DO)、大腸菌群数の基準が定められています。

(参考) 河川水質基準のAA類型、A類型

AA類型とA類型の違いは、利用目的の適応性の違いで、大腸菌群数の基準のみが異なります。AA類型は水道1級、自然環境保全及びA以下の利用目的に適応していること。A類型は、水道2級、水産1級及びB以下の利用目的に適応していることとして定められている。

環境騒音

ある地点において特定の音源がはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の音が混ざっている騒音。

環境フォーラムぬまた

沼田市主催の環境啓発イベント。ぬまた環境ネットによる各団体の活動発表や環境講演会が行われている。

環境マップ

身近な場所を調査し、「どんな場所にごみが捨てられているか」等、地域の環境の現況を示した地図。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための基準となる仕組み。代表的な仕組みとして、ISO14000、エコアクション21、群馬県の制度である環境GS認定制度などがある。

環境モニター制度

市民の環境問題に対する意見や要望、取り組み事例などを、国・県・市町村の環境施策に反映させ、より良い環境づくりを目指す制度。

気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな

悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。

京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。2008年から2012年までの期間中に、1990年比温室効果ガスを日本6%、イギリス、フランスなど欧州全体で8%削減することを求めている。

京都メカニズムクレジット

京都議定書において定められた温室効果ガス排出量削減への措置。海外で実施した温室効果ガスの排出削減量などを、自国の排出削減約束の達成に換算することができるとした柔軟的な措置。

クリーン開発メカニズム、排出量取引の3つのメカニズムが導入されている。森林による吸収量の増大を温室効果ガス排出の削減量に含めることを認めている。これらを総称し京都メカニズムと呼ばれている。なお、排出量取引は炭素クレジット(排出権取引など)とも言われ、排出量を排出枠内に抑えた国や事業で発生したクレジットを、排出枠を超えて排出してしまった国が買い取ることで、排出枠を達成したと見なすとしている。

グリーン購入

原材料、製品やサービスを購入する際に、価格・品質・利便性といった購入条件に加えて環境への負担ができるだけ少ないものを購入すること。

兼業農家

農業とそれ以外の仕事から収入を得ている農家。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

耕作放棄地

高齢化、過疎化による人手不足で、過去1年以上耕作されることがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。

こどもエコクラブ

小中学生2人以上のメンバーと、活動を支える1人以上の大人で構成される環境活動クラブ。環境省では、平成7年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援している。

【さ】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）など、自然の力で定常的（もしくは反復的）に補充されるエネルギーのことで、自然エネルギーともいわれる。

新エネルギーは、1997年に制定された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」により、石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー、燃料電池、バイオマス、雪氷冷熱など。（廃プラによる廃棄物発電は含まない。）

産業型公害

1960年代に起こった工場が原因の公害のことを言う。1970年代以降にはごみ問題、生活排水問題、自動車排気ガス問題のような「都市型・生活型公害」が問題となっている。

酸性雨

空気中の水蒸気が冷えて雲が出来る時や、雨が降る時に、化石燃料の燃焼などによって発生した空気中の硫酸化合物や窒素化合物などが、溶け込んで雨が酸性になること。木が枯れたり、湖水のpHの低下によって稚魚が死滅するなど、生態系を脅かすとされている。

自然林

人為的影響を受けずに自然のまま成立した森林。

自動車騒音

自動車の走行により発生する騒音。

循環型社会

資源を有効に使ったり、使えるものは処分せずリサイクルするなど、天然の資源をなるべく使わないようにして、環境に負担をかけない社会。

人工林

苗木の植栽や、播種、挿し木などにより人の手によって更新させた森林。

水源涵養機能

森林の土壌層に、雨水を浸透、貯留し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能。国土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止機能等とともに、森林の持つ公益的機能の一つ。

生物の多様性（生物多様性）

地球上のすべての生物の間には違いがあり、それぞれの生物種が様々な環境の中で相互の関係を築きながらバランスを保っている状態。

絶滅危惧種

動植物のなかで、1個体も生存しなくなった状態を「絶滅」したといい、その恐れが最も高い状態の種や亜種。

専業農家

全収入を農業に頼っている農家。

【た】

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われるが、し尿によるものの他に土壌・植物など自然界に由来するものも多く含まれる。現在では、その指標性は低く、国や県による水質の判断基準はBODが中心となっている。

多自然型護岸

従来のコンクリートに覆われた河川工事に代わって、治水面での安全性を保ちながら、自然生態系をこわさず景観にも配慮した河川整備手法。植生の回復が最も早く、経済性にも優れる伝統工法であるといわれる。

暖温帯常緑広葉樹林

照葉樹林のこと。本州中部（長野県付近）以西の南西日本は、温暖な気候のためブナ科、クスノキ科の常緑樹を主体とした暖温帯の常緑広葉樹林（照葉樹林）が極相林となっている。

地場産材（地場産材活用）

その地域の木材を利用すること。森林の価値を高め、健全な森林を維持することにより、きれいな水や空気を育み土砂災害を防ぐなど森林の機能が改善される効果が見込まれる。

中間帯林地

暖温帯常緑広葉樹林と冷温帯落葉樹林の中間地帯にできる林地。

低炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを極力排出しない経済社会像。石油などの化石燃料に過度に頼らずに自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却すること。

特定外来生物

もともとその地域にいなかったものが、人間の活動によって他の地域から入ってきた外来生物のうち、特に生態系等への被害を及ぼすことが認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。

特定植物群落

環境省が各都道府県に委託して行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落。

【な】

二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。空気の汚染源、酸性雨の要因となる物質。石炭や石油などの燃焼時や製鉄、銅精錬工程などから排出される。

二酸化窒素

赤褐色の気体で、代表的な「大気汚染物質」である。発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。

ぬまた環境ネット

沼田市内で環境問題に取り組む団体をネットワーク化した組織。各団体が連携、相互支援、情報共有することにより、活動が活性化し環境活動の取り組みが広まり、本市の環境が守られることを目的に、平成21年4月に組織された。

【は】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している物質で、工場のばい煙、自動車排気ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（海塩の飛散、火山、森林火災など）のものがある。大量に吸引すると気管支炎など呼吸器系へ影響がある。

【ま】

マイクロ発電

身近な自然エネルギーを利用した数百kW以下の小規模発電をいい、中でも建設費・運用費の安い発電が注目されている。水を使ったマイクロ水力発電、風を利用したマイクロ風力発電等がある。

緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤのように、ツルが何かに巻き付いて伸びる植物（ツル性植物）で作る、緑の日よけのこと。建物に直接日光があたり、温度が上昇するのを防ぐ。

木質バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で木材を原料としたもの。木材屑や剪定枝なども含まれる。燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

【ら】

冷温帯落葉樹林

落葉樹林とは、生育に適さない季節になると全ての葉を落とす森林。乾燥に応じて葉を落とすものと低温に対して葉を落とすものがある。前者は雨緑林と呼ばれ、熱帯から亜熱帯の乾季雨季のはっきりした地域に見られる。後者は冷温帯の降水量の多い地域に分布する。ある程度寒い地方に適応した落葉樹は秋になると葉を落とし、水分の消費を抑え、休眠状態で春を待つ。主な種はブナ、ミズナラ、カエデなど。特にブナが中心になるので、ブナ帯とも呼ばれる。また、谷間ではトチノキやサワグルミを中心とした森林がより低標高から見られる。

レッドリスト

群馬県では、貴重な野生生物の保護に役立てるために、県内の絶滅のおそれのある野生生物種を調査し、県内の「絶滅のおそれがある野生植物リスト（群馬の植物レッドリスト）」（平成12年2月公表）、「絶滅のおそれのある野生動物リスト（群馬の動物レッドリスト）」（平成13年2月公表）をまとめた。

第二次沼田市環境基本計画



発行 平成27年3月

〒378-8501

群馬県沼田市西倉内町780番地

TEL 0278-23-2111(代表)

E-mail numatacity@city.numata.gunma.jp

ホームページ <http://www.city.numata.gunma.jp/>

